

政策資料

No.305 《復刊200号》
1992年2月1日

巻頭言 佐藤三吾 1

特集Ⅰ 1992年度予算編成について

- *1992年度予算編成に臨む基本方針 2
- *頭首会談に当たっての提案 10
- *1992年度地方行財政運営等に関する
申し入れ・建設省関係・国土庁関係
・農林水産庁関係 11
- *1992年度政府予算大蔵原案について
(談話) 19
- *1992年度政府予算案について(談話) 20

特集Ⅱ 国際平和協力問題関係

- *PKO法案を廃案にする闘い 22
- *国会審議の焦点について 26
- *その他付属資料 29

資料

- 新行革審「豊かなくらし部会」第2
次報告に対するコメント 45

- コメ市場開放阻止に関する申し入れ 45
- 談話(コメ市場開放阻止農業再建闘
争本部) 46
- 申し入れ書(皮革・革靴の関税割当
制度見直しについて) 47
- 自衛隊の「再編・統合・縮小等」に
関する申し入れ 48
- 都市計画中央審議会答申に対する意
見書 49
- 都市計画中央審議会答申に対する談
話 50
- 「地域農業振興法案」「中山間地域
農業振興特別措置に関する法律案」
「青年農業者就農助成に関する法律
案」について・法律大綱(案) 51
- 地域に開かれた施設で個別ケアの確
立を 61
- 「子ども読書年」の制定を提唱する 63
- 地球環境年に向けて 64

昨年もまさに激動の世界でした。

湾岸戦争に始まり、ソ連邦が消滅するという激変でした。明けて九二年。世界は不確実性の中で顕在化した貧困、飢餓、難民、地域紛争、地球環境、人口爆発という諸課題に迫られており、その道のりは決して平坦ではありません。

界に類のない平和憲法を持つ日本

として平和構築に向けた、新しい秩序づくりを分担する積極的な努力と行動こそが重要ではないでしょうか。

そのため当面の課題は、自公合意のもとに、政府が再三に亘って提出してきている国際貢献という

迷惑な話、大事なのはなによりも国民合意、そしてアジア諸国民の同意と信頼を増す「非軍事、文民、民生」の積極的な分担と行動の展開であります。そのことは

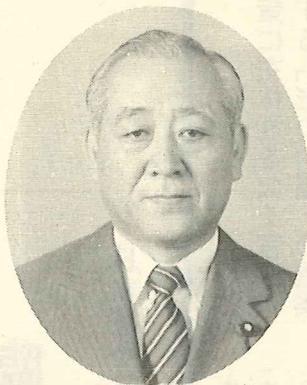
「国際貢献」という特別な行為や行動ではなく、「国際国家の一員として国際ルールに従い守ること」

多難な時代、 真の国際貢献を

佐藤 三吾

参議院政策審議会会長

言頭卷



このような時代がどこまで続くか、誰も予測はできません。だが言えることは、秩序が混乱する時代には、世界が相互に依存し、協力し、不確実なものを一つ一つ取り除く地道な努力が必要だということでしょう。

経済大国日本がいま何をなすべきか、まさに問われています。世

名の「自衛隊の海外派兵」法です。憲法違反は明確であり、国民合意は不可能です。しかもこれは、かつて日本の軍靴で踏みつけた韓国や中国、東南アジアの諸国民の不同意は勿論、不信と警戒を深めることになります。それでは国民のことになります。

貴重な税金がムダになるばかりではなく、自衛隊の諸君にとっても

です。例えば労働時間や、社会資本を西欧のみにするとか、社会福祉や医療福祉を西欧のみに高めることです。北欧諸国民のように、いつでも安心して誇りを持って参加するのが国民の当然の行為となるでしょう。

「品格ある政治家」をつくることが先決ではないでしょうか。（参議院議員・さとうさんご）

举戦が展開されています。六年前にダブルで確保した過去最多の七六名が改選される政府自民党にとって、その再現を希う思いは強く、宮沢さんも例外ではないでしょう。その六年前、中曾根さんと組んで石橋一田辺社会党を大敗に追い込んだ幹事長が、今回副総裁に就任した金丸さんであり、役者は揃ったのです。ゆめゆめ油断召さるなどといいたいのです。それでも正月早々、巨額な詐欺事件で起訴中の「共和」との多額な政治献金や、億単位の乱脈な金のやり取りが表面化、司直の追求を受けていますが、いずれも宮沢派の事務総長や閣僚級など十数名といふ、また佐川急便も急浮上しています。強調したいのは、自民党の親分たちがリクルートで国民に対して謹慎を表明、政治改革を公約している最中であることです。

特集

I 一九九二年度予算編成について

一九九一・一二・一四

一九九二年度予算編成に 臨む基本方針

日本社会党シャドーキャビネット委員会

II. 予算編成の基本方針と 施策の柱

「環境保全」「福祉増進」の四つの主要テーマを提起し、先に（十月三十日）に標記方針に係る中間報告をとりまとめたが、その後の内外情勢の変化に対応して精査・検討を加え、一九九二年度予算編成について、以下の基本方針を国民に提示し、もう一つの内閣として宮沢内閣への具体的提案を行う。

I. 内外政策に主体性を欠く宮沢内閣に対する「影の内閣」の提案

国際情勢は、軍縮と協調を基調としつつソ連の連邦体制の動搖やアメリカ経済の停滞など多くの不安定要因を抱えている。また、国内においても長期にわたる好況がバブルの崩壊等を受けて減速気配となり、世界経済の動向をも反映して先行き不透明感をただよわせることに至っている。

こうした内外情勢の進展に対して、宮沢政

権は内外に対してその政策的リーダーシップを発揮しえず、PKO法案成立の強行を企図する一方、戦後補償問題への硬直姿勢、コメ問題における動搖、土地金融総量規制の撤廃の動き、内外の要請である完全週休二日制への躊躇など、外交、内政の舵取りにおいて的確さと主体性を欠いた対応を顕著にしている。

シャドーキャビネット委員会は、発足に当たっては、(1)歴史的転換期にふさわしい軍縮と国際協調予算、(2)暮らしのための歳出重視への転換予算、(3)福祉の増進と人権の尊重予算－を基本指針として、「平和と公正」予算の実現をめざす。

九二年度においては厳しい税収動向を踏まえつつも、来年度以降の行政運営において基本指針を踏まえた方向が展望できる内容とする。

第一に、自衛隊の定員削減等による防衛費

の前年度並抑制と継続的な軍縮の推進、非軍事・民生・文民による国際平和協力隊・国際緊急援助隊の創設、地球規模の環境保全対策の充実などを実現させるとともに、戦後補償を進める。

第二に、住宅、下水道対策などを充実させるとともに、教育や福祉等におけるソフト面を重視した施策の拡大を追求し、ホームヘルパーの増員など高齢者対策の推進、障害者対策の強化、人権擁護を進める。

第三に、厳しい税収動向を踏まえつつも、逆進性の強い消費税の飲食料品の全段階非課税の実施と不公平税制のは是正などを行う。

第四に、コメの国内自給を堅持し日本農業を再建するための後継者対策や中山間地対策等の確立などを進めるとともに、廃棄物対策やリサイクルセンターなど生産や経済活動の構造転換を図る。

第五に、地方交付税率の引下げは論外のこととして法定額の減額等を行わず、零細奨励補助金等の一般財源化、交付税措置の拡充、地方単独事業の拡大など地方の自主性を高め、住民生活の向上を図る。

第六に、日本版証券取引委員会の創設や土地融資の総量規制の継続、暴力団の不当経済行為の取締り強化など社会の公正を推進するとともに、完全週休一日制の実施などゆとりと豊かさを実感できる施策の展開を図る。

以上、「一九九一年度においては、憲法の理念にものっとり、国際協調と生活の質の改善を重視し、中央・地方あわせた的確な財政出動のもとで内需振興と個人消費の健全な拡大を図りつつ、堅実な経済成長を保ちえる予算を編成する。

III. 財政運営の基本Ⅱ

財政規模と公債発行等

企業収益の落ち込み、設備投資の減速など景気拡大の下降気配が明らかとなりつつあり、それに伴い歳入の要である税収は、来年度にても大幅な伸びは期待できない。こうした環境のもとで地域経済の下支えを図ることも、赤字国債の再発行を回避する必要がある。そのため、以下の措置を講ずることとする。

第一に、縦割りの硬直的な予算配分方式を改め、生活関連項目に重点配分し、不要不急経費は削減することとする。

第二に、建設国債の増発については、弾力的かつ積極的な活用を図ることとし、財政法に基づき限度額まで発行することとする。また、九二年度に限り外国為替資金特別会計から一般会計への繰り入れを実施する。

第三に、地方債の積極的な活用を図ることとし、地方交付税については法定額と国・地

方の基本的負担区分を尊重しつつ、奨励的補助金等の整理合理化による一般財源化を進めることとする。

第四に、土地評価の引上げに伴う相続税の負担調整については、課税最低限度額の引上げによる調整にとどめる。また、貸倒引当金の非課税限度率の圧縮、特別措置の整理等、法人臨時特別税と消費税に係る普通自動車の暫定税率六%の継続などによって税収の確保を図る。また、地価税収入については、住宅、福祉施設等の公共用地取得財源として活用することとし、九二年度においては所得減税は行わない。

諸費税については、逆進性緩和のは是正措置として飲食料品の全段階非課税を十月一日付けて実施する。また、総合課税導入の検討と併せてパート減税について検討することとし、環境税について引き続き検討課題とし、交付税措置で地方の環境対策費を確保する。

第五に、「第二の予算」といわれる財政投融资について、積極的かつ事業の優先度により、中・長期的な視点からの確実な運営を行う。(財投については概算要求約四五兆九〇〇〇億円、対前年比一四%の伸びについてできうる限りその実現を図る)。

以上の措置を講ずることにより、歳出の規模は約七三兆一七〇〇億円程度と見込み、うち一般歳出は三八兆七二〇〇億円程度、国債

費は十六兆五五〇〇億円程度、地方交付税は十六兆六〇〇〇億円程度、産業投資特別会計への繰入れは前年度並の一兆三〇〇〇億円程度と見込むが、いずれも今後さらに精査する。

また、歳入は、租税及び印紙収入の見込額は約六兆九五四五億円程度、税外収入については約二兆三〇〇〇億円程度、また税外収入の増額措置としてJ.T.株及びNTT株の売却により約七一五五億円程度、建設国債の発行による、公債金収入約七兆二〇〇〇億円程度と見込み、計約七三兆円一七〇〇億円と見込むが、いずれも今後さらに精査する。

なお、名目成長率は四・九%、実質成長率は三・四%と見込むが、なお精査する。

IV. 一九九二年度の重点施策

(1) 外交防衛、国際協力等における基本施策

誓いに基づく戦後補償

憲法はわが国が他国を侵略し、迫害等を加えたことの反省の上にたって制定されている

にもかかわらず、今日までわが国は、侵略したアジア近隣諸国に対して謝罪や補償等の充分な措置を怠ってきた。その反省に立ち、「戦争の反省と平和への誓い」(仮称)を国会決議するとともに、国家補償の精神を基調とした被爆者援護法の制定、軍人恩給欠格者等に対する措置の拡充、サハリン残留朝鮮人、韓国人の親族再会、帰国への助成拡大、旧日本軍に関係する従軍慰安婦問題等の調査費の計上などの措置を講ずる。

(計約△二三五〇億円の減額)

二、計画的な軍縮の実行
アジア・太平洋地域の平和と信頼醸成のテレビ会議としての「アジア・太平洋安全保障力会議」を設置するとともに、外相会議の定期開催をはじめ官民の交流を推進し、そのための人員・運営等に必要な資金を計上する。

三、経済協力・ODA改革の実現
政府開発援助(ODA)について、対象国本軍に関係する従軍慰安婦問題等の調査費の計上などの措置を講ずる。

算に反映させ、海上自衛隊の練習艦に復活の中止、沖縄をはじめとして基地の縮小・撤去、在日米軍の削減を求め、在日米軍駐留経費については増額しないなどの措置を講じ、防衛費を前年度並に抑え込む。

(計約△二三五〇億円の減額)

四、非軍事・民生・文民の国際平和協力隊の創設等
国連を中心とした国際平和協力を積極的に推進するため「国連平和保障基金」の創設を提唱し、拠出を開始するとともに、国連の決議に基づいて国連が要請し、国連の指揮下で非軍事、民生の分野で文民による活動をす

る現行の中期防衛力整備計画の抜本的見直しと軍縮計画の策定に着手するとともに、支援を強化することとし、さにNGO及び開発援助専門職員関係予算について増額する。

五、国連を中心とした国際平和協力を積極的に推進するため「国連平和保障基金」の創設を提唱し、拠出を開始するとともに、国連の決議に基づいて国連が要請し、国連の指揮下で非軍事、民生の分野で文民による活動をす

る現行の中期防衛力整備計画の抜本的見直しと軍縮計画の策定に着手するとともに、支援を強化することとし、さにNGO及び開発援助専門職員関係予算について増額する。

六、国連を中心とした国際平和協力を積極的に推進するため「国連平和保障基金」の創設を提唱し、拠出を開始するとともに、国連の決議に基づいて国連が要請し、国連の指揮下で非軍事、民生の分野で文民による活動をす

るため「国際平和協力隊」及び国際緊急援助活動を積極的に推進するための緊急災害救助組織を創設することとし、自衛隊の削減分も含めて人員・機材等の整備・振り替えを行うとともに、必要な経費を計上する。

(計約二一〇億円の増額)

五、地球規模の環境保全

地球の温暖化を防止するため、一九九二年に開かれる「環境と開発に関する国連会議」における「地球憲章」の採択をはじめ、「地球温暖化条約」「森林条約」「生物的多様性条約」の三つの国際条約の締結に向けて最大限の努力を払うとともに、「地球環境基金」の創設を提唱し、率先して拠出を開始する。

また、バーゼル条約への早期加入、ラムサール条約に基づく湿地帯・湖沼の指定を進めること。

(計約五〇億円の増額)

(2) 福祉と人権の確立

一、高齢者対策等の推進
高齢者保健福祉一〇カ年戦略の推進ペースが遅れている施設について、加速するための用地確保の財源措置をすすめるとともに、ホームヘルパーの増員等を図る。また、市町村の保健福祉計画策定のための調査を実施することとし、交付税措置等を講ずることとし、完全週休一日制・週四〇時間労働の実現、診

療報酬や措置費の引き上げ等の施策により、医療保健福祉のマンパワーの確保を図る。

在日外国人の重度障害者に対する障害基礎年金を支給する等の格差解消、沖縄の年金格差は正の検討を進めるとともに、児童扶養手当及び遺族基礎年金と障害基礎年金の加給年金の支給要件を現行の「十八歳未満」から

「高校卒業時（十八歳に達した後の最初の三月末）まで」に延長する。

(計約三三四億円の増額)

二、人権擁護・差別解消

基本的人権を保障する憲法の理念と同対審答申の精神にのっとり、部落問題の解決と総合的な「同和」対策事業等を推進するため、「部落開放基本法」を制定する。

また、外国人登録法の抜本改正、「アイヌ新法」の積極的な検討、在日朝鮮・韓国人の法的地位の向上を図ると同時に、人種差別撤廃条約の早期批准を実現する。

五、労働時間短縮等

(計約二億円の増額)

完全週休一日制・週四〇時間労働制を実現するとともに、時間外・休日労働の規制や欧米諸国並み（二〇日・三〇日）の年次有給休暇の実現等により、できるだけ早い時期に歐米諸国並みの年間総実労働時間を実現する。また、過労死の防止と労災補償適用の推進、官民育児休業法の円滑な施行と介護休業制度の推進、パート労働法制定などを進める。

(計約五〇億円の増額)

三、障害者の社会参加拡大

障害者雇用の促進、都市施設の改造等を推進し、視覚障害者の電話整備等、聴覚障害者に対するファックス整備等に関する助成、障害者のための地域生活体験事業を行う。

障害者・高齢者等の移動の自由確保のための駅施設、乗り換え施設等の改善などを図る。

(計約三四億円の増額)

四、女性の権利確立

政府の「婦人問題企画推進本部」に法的根拠を与え、女性の社会参加、地位向上等に集中的・統合的に取り組むとともに、女性の差別的取扱いの禁止をめざし男女雇用機会均等法を改正するとともに、都道府県婦人少年室職員の増員などを図る。

また、公的機関への女性参加の拡大と母性の社会的保護の強化や夫婦別姓の選択制等を推進する。

など行政体制等の整備、季節労働者対策の強化などを図る。

(計約五〇億円の増額)

四、エネルギー対策の推進

(3) 経済構造の転換と中小企業対策
一、リサイクル等の推進

ゆとりと豊かさ重視、国際協調を基調とした経済構造への転換を図るとともに、生産・消費の使い捨て構造をリサイクル型に変えるため、廃棄物対策の強化、リサイクルセンタの増設等を進める。

(計約二七億円の増額)

二、中小企業・地場産業振興

中小企業基本法を改正し、業種・規模別のかめ細かい対策を講ずるとともに、魅力ある職場環境作り、福利厚生施設の整備、後継者対策を含めた伝統工芸産業振興策を拡充する。

また、地域振興、中小企業集積の創造的発展を図るため工業再配置を促進するとともに、大店法改正に伴う商店街対策、助成強化を図る。

(計約一〇億円の増額)

(4) 文化と教育充実

一、いきいきとした教育環境を創る

生涯学習の地域施設の整備推進と整備計画の確立、学校五日制の実施とこれに伴う教育課程の精選・見直し、初等中等教育の三十五人学級の実現と教職員の配置率改善

高校四十人学級の実現、栄養職員・事務職員の給与・偏費国庫負担制度の堅持、過大規模校の解消、学校図書館の整備充実と職員配置の促進などを図る。

(計約二億円の増額)

四、科学技術の振興

(計約一〇億円の増額)

四、科学技術の振興

基礎科学研究に対する予算の増額、日本学術振興会の特別研究員の拡大・研究奨励金の拡充、地震・噴火・豪雨等に対する防災技術の開発促進と核燃料サイクル計画の見直しなどを進める。

ソ連・東欧・発展途上国に対する科学技術の国際協力を積極的に展開し、留学生の受入

組合の振興等をさらに進める。

(計約一億円の増額)

四、エネルギー対策の推進

原発・石油中心のエネルギー体系からの転換をめざし、天然ガス、ゴミ焼却熱発電、燃料電池など代替エネルギー開発と導入の促進を図る。

また、コジエネレーション(熱電供給)による高効率の自家発電、地域冷暖房システムの本格的普及に向け、法制度の見直し、整備を進める。

(計約一七五億円の増額)

三、子どもの権利条約の早期・完全批准
「子どもの権利条約」を早期に批准し、国内法・教育行政の見直しを行う。とりわけ体罰の追放、子どもの手による校則の見直し、偏差値差別や不登校児を生む教育課程や学校運営の見直し、障害児・在日外国人・帰国青少年の教育を受ける権利の確立、親の転勤に伴う高校転校の保障を強める。

(計約一億円の増額)

地域の文化・スポーツ施設の整備と整備計画の樹立、芸術文化振興基金・スポーツ振興基金の追加出資、埋蔵文化財の発掘調査費・史跡等公有化助成費の拡充、国宝・文化財の台風被害からの復興促進、ユネスコ国内委員会の運営費増額、メセナ寄附金への課税免除の実現、舞台芸術団体の所得への源泉課税の是正を行うとともに、世界自然条約の早期批准を図る。

(計約一七五億円の増額)

四、文化と教育充実

画の樹立、芸術文化振興基金・スポーツ振興基金の追加出資、埋蔵文化財の発掘調査費・史跡等公有化助成費の拡充、国宝・文化財の台風被害からの復興促進、ユネスコ国内委員会の運営費増額、メセナ寄附金への課税免除の実現、舞台芸術団体の所得への源泉課税の是正を行うとともに、世界自然条約の早期批准を図る。

(計約三億円の増額)

是正を図るとともに、利用者・国民の立場に立った電気通信、電波、放送各分野の規制緩和、国際協力をすすめるとともに、郵政事業におけるサービスの充実など運営改善を図る。

ゴミ・廃棄物対策などの環境問題について積極的に推進する。

(5) 国民の生活施設整備の推進

一、生活施設整備の拡充と住宅対策の推進

市町村・住民参加を基本とする都市計画法の抜本的改正、公費負担区分の改善等による下水道整備等を図る。

住宅基本法の制定を図るとともに、公共賃貸住宅の建設促進、家賃補助等の拡充、借地借家法改正に伴う法律相談等の充実などを進め、高齢化対策に対応した住宅・住宅設備、周辺環境の改善に取り組む。

(計約一一〇億円の増額)

二、住民の交通条件の向上

「地域交通整備法」(仮称)制定と総合交通政策の推進、過疎地における生活路線である鉄道・バスや離島航路に対する助成の強化、交通安全確保の徹底等を図る。

(計約一〇億円の増額)

(6) 環境公害対策の推進と災害対策強化

一、自然環境保全と公害対策の推進

鉄道の整備促進、地下鉄建設の促進と企業償償還に対する一般会計からの繰り入れ強化、駐車場対策、違反駐車対策等を強化する。障害者・高齢者等の移動の自由確保のための駅施設、乗り換え施設等の改善などを図る。

(計約一五八億円の増額)

三、情報化への対応

情報通信の社会的基盤の整備及び地域格差

(計約一二〇億円の増額)

火山、地震、台風等に対する防災対策に万全を期し、迅速かつ正確な予報・予知体制の強化を図るとともに、自主防災体制及び避難誘導施設の整備に努める。

また、火山災害等長期間にわたる災害に対処できるよう災害救助援助法等の改正を行い、とくに、雲仙・普賢岳噴火災害により甚大な被害を受けた島原方面地域の抜本的振興を図るため、特別法を制定する。

(計約三〇億円の増額)

三、国会移転構想の策定

東京一極集中は深刻化し、国会は「国会等移転決議」を行い、国会としての意思を明らかにしている。国会、政府機関等の移転と地方分権を一体的に進め、二十一世紀の新しい政治行政と国土計画をめざして基本構想の策定作業に入る。

(計約一億円の増額)

(7) 農林漁業対策の確立

現在のわが国のコメ自給体制を堅持するとともに、乳製品とでんぶんの輸入割当制度、食管制度の根幹の維持と政府米の確保を図る

とともに、野菜の供給不足対策に対する生産振興、流通対策を強化する。

また、農地銀行事業、ニューフーム建設事業などを進めるとともに、中山間地域農業振興特別措置法や青年農業者就農助成法及び地域農業振興法の制定、農家負債処理のため借り換え融資制度及び利子補給等の充実を図る。

(計約五七〇億円の増額)

二、林業活性化

森林五カ年計画に基づき、森林整備を計画的に進めるため財政措置を講ずる。国有林事業については国内の森林・林業政策展開の柱としての経営を推進し、必要な財政の援助を行つ。

(9) 不要不急経費等の節減等

一、不要不急経費等の節減等

概算要求を精査し、不要不急経費等の節減等(零細奨励補助金等の一般財源化等)を図る。

(計約六〇億円の増額)

三、漁業振興

資源調査、資源管理関連施設の整備などわが国周辺漁場の整備、振興策を講ずるとともに、漁協の経営基盤を強化するため、合併・信用事業の統合等を推進する。

(計約五〇億円の増額)

(10) 地方財政対策

地方財政対策については、地方税の税収動向を見定めつつ、事務事業の見直しや機関委任事務等の整理合理化、権限委譲等を推進しながら零細奨励的補助金等の一般財源化など

証券取引の適正化による健全な証券市場育成のため、大蔵省から独立した証券取引委員会を創設する。

(計約一〇億円の増額)

二、暴力団取締り強化

暴力団の不当な経済行為を規制するとともに、麻薬等の取締り強化と不当収益の剥奪、住民生活の安全確保などを進めるとともに、住民の啓発等を進める。

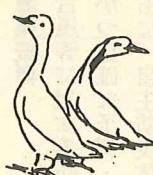
(計約一〇億円の増額)

三、立法機能の拡充

国会の立法調査機能を高めるため、法律・調査職員等の拡充、予算の充実を図る。

(計約一〇億円の増額)

を推進するとともに、交付税措置の充実を図り、財源不足が生じないよう別途定めることとする。



1992年度一般会計予算対比表

1991・12・14

(単位 億円)

(歳出)

	前年度予算額	概算要求額	党案による 92年度予算額	対前年度比
一般歳出	370,365	389,560	387,200	4.55%
国債費	160,360	175,463	165,500	
地方交付税交付金	159,749	183,757	166,000	
産業投資特別会計 へ 繰入	13,000	13,000	13,000	
合 計	703,474	761,780	731,000	4.01%

(歳入)

	前年度予算額	補正後の金額	党案による 92年度見込額	党案の内容
租税及び印紙収入	617,720	589,900	629,545 程度	消費税の飲食料品非課税10/1実施△3300、普通自動車の暫定税率の延長2000、法人税・租税関係8500
税外収入	18,310	20,896	23,000	外為特会の一般会計への繰入額の増額と積立金の取崩し3000
NTT株	13,000	13,000	3,525	
JT株	—	—	3,630	
公債金	53,430	67,300	72,000	NTT株売却収入による公共事業を含め限度額まで建設国債を発行
前年度余金受入	1,014	15,039	0	
合 計	703,474	706,135	731,700 程度	

* 数値はいずれも今後の精査等により異動する。

【注】

注1 地方交付税の△17,757億円は、国税3法の税収落ち込みによる減

注2 不要不急経費等の節減により、△3,000億円

注3 外国為替資金特別会計の受入金（91年度1900億+清算支援1125億円=3025億円）と積立金の取り崩しにより、3000億円

注4 JT株の売却を来年度実施し、NTT株については、株式動向を見て行うものとする。

【歳入の主要項目】

一、税収試算

来年度の経済成長率を実質で3.4%、名目で4.9%程度と見込み、租税弾性値を財政の中期展望と同様に1.1強とおき、今年度補正後の税収を前提に試算した。

二、税制改正

- ① 消費税の緊急是正 △1,300
(92年10月1日からの飲食料品の全段階非課税の実施△3,300億円、普通自動車の暫定税率の延長2,000億円)
- ② 法人臨時特別税の実施（基本税率の引き上げを図る） 4,000
- ③ 貸倒引当金、賞与引当金の段階的廃止、その他租税特別措置の見直し 4,500

※パート減税は、納税者番号制の導入を前提とした総合課税の拡大策の実施と合わせて実施する。

三、税外収入の確保

- ① 外国為替特別会計受入金及び積立金の取り崩し、日銀納付金、日本中央競馬会納付金等の増額 23,000
- ② 政府保有株の売却 6,165
(NTT株50万株-91・12・10の終値742,000円から5%割り引いて3,525億円、JT株66万株-1株当たり純資産額約40万から斟酌し、1.5倍に見込んでその売却益3630億円を計上した)

一九九一・一二・二四

党首会談に当たつての提案

日本社会党中央執行委員長
田辺 誠

一、一九九二年度予算編成に

関する提案

整備、労働時間短縮等をはじめとした、ゆとりと豊かさに振り向けることこそ、二十一世紀に向けた目標でなければなりません。

しかし二十二日に示された大蔵原案をみると、国民の期待に応える予算にはなっていません。戦後世界の転換期にある今日、従来の発想の大転換が求められており、先に別紙のとおり申し入れたように、いまこそ「平和と公正」予算が編成されなければならない

第二に、「子どもの権利条約」の早期批准、私学助成をはじめとした教育や福祉等におけるソフト面を重視した施策の拡大を図り、看護婦の増員・待遇改善やホームヘルパーの処遇の向上など高齢者対策の推進、聴覚障害者に対するファックス整備など障害者対策の強化などを進めること。

第三に、厳しい税収動向を踏まえつつも、逆進性の強い消費税の飲食料品の全段階非課税の実施と不公平税制の是正などを行なうこと。

第四に、コメの国内自給を堅持し日本農業を再建するための後継者対策や中山間地域対策の確立、国有林事業の累積債務対策など森林対策を充実させるとともに、廃棄物対策やリサイクルセンター建設促進など生産や経済活動の構造転換を図ること。

第五に、地方交付税法定額の減額等を行わず、零細奨励補助金等の一般財源化、交付税措置の拡充、地方単独事業の拡大など

費軍事・民生・文民による国際平和協力隊・国際緊急援助隊の創設、政府開発援助の量的質的拡充、環境サミットへの積極的対応の推進をはじめとした地球規模の環境保全対策の充実などを実現させるとともに、旧日本軍に関する従軍慰安婦問題の調査費の計上など戦後補償の姿勢を確立すること。

いま世界は、軍縮と協調を基調としつつもソ連の連邦体制の消滅やアメリカ経済の停滞など多くの不安定要因を抱えています。また、わが国においても長期にわたる好況がバブルの崩壊等を受けて減速気配となり、世界経済の動向をも反映して先行き不透明感をただよわせています。

こうした内外情勢の進展のもとで、まず着手すべきことは、わが国がアジアの一員としてアジア諸国との協力、協調を推進すること

にもかかわらず、依然として「生活軽視・軍備配慮・産業優先」の予算の継続であると言わざるをえません。

したがって、政府・自民党においては、特につぎに掲げる項目について十分に尊重され、大蔵原案を見直して政府原案の策定を図るよう提案いたします。

第一に、自衛隊の定員削減等による防衛費の前年度並抑制と継続的な軍縮の推進、

地方の自主性を高め、住民生活の向上を図ること。

第六に、住宅、下水道対策など社会資本の整備を充実させるとともに、雲仙・普賢岳噴火災害についてはその対策基金を増額すること。

第七に、日本版証券取引委員会の創設、暴力団の不当経済行為の取締り強化など社会の公正を推進するとともに、完全週休二日制の実施などより豊かさを実感できる施策の展開を図ること。

コメの完全自給を堅持すること。

五、ブッシュ大統領との会談に当たっての提案

ブッシュ米大統領の訪日で当たっては、世界に貢献する日米関係の樹立のために、平和

憲法の理念に立った日本の国際協力のあり方を強調し、世界の平和と軍縮、とりわけアジア・太平洋地域における信頼醸成と非核・平和地雷化の推進、地球規模の環境保全と人権

一九九一年二月二十四日

日本社会党中央執行委員長

田辺 誠

自由民主党総裁

内閣総理大臣

宮沢 喜一 殿

一九九一・一二・四

二、戦争責任と平和への誓いを内外に明らかにするため「国会決議」を採択すること。

三、政治改革の推進

政治倫理の確立、腐敗防止、定数是正などを採択すること。

一九九二年度地方行財政運営等に関する申し入れ

四、コメの完全自給の堅持

米作は日本農業の根幹であるだけでなく、国土・環境保全の機能と日本文化形成に大きな役割を担ってきた。したがって、食糧自給率向上の国会決議を踏まえ「例外なき関税化」を盛り込んだガット・ウルグアイ・ラウンドの包括協定案（最終合意案）に対しても、わが国の実情の理解を求め、基礎的食糧である

一九九二年度地方行財政の運営並びに地方財政対策に関して、地方交付税法改正案の審議経過並びに衆参の地方行政委員会における地方財政の拡充強化等に関する決議を十分尊重するとともに、地方六団体をはじめ各自治体の意見を踏まえ、地方自治の擁護と発展に万全を期するため左記の諸項について速やかに実施されるよう申し入れます。

擁護の強化、発展途上国、ソ連各共和国及び東欧諸国の自立と民生向上のための経済協力、日米経済摩擦は正への相互努力について理解を求めるうこと。

二、第一二〇通常国会において衆議院並びに

記

一、国庫補助負担制度の拡充、公的負担区分の見直し、超過負担の解消、国と地方の税率の再配分、地方の課税自主権の拡充、起債権限強化などを推進するとともに、機関委任事務、許認可等の整理合理化、権限委譲を着実に推進すること。

二、第一二〇通常国会において衆議院並びに

参議院の地方行政委員会で決議された諸事項について、速やかに一九九二年度政府予算案及び地方財政対策において実施に着手するため、以下の措置を講じること。

地方交付税は国と地方の事務分担、経費負担区分に基づき国、地方の税源配分の一環として設けられている地方の団体の固有財源であることにかんがみ、交付税率の引き下げはもとよりのこととして、制度の後退、逸脱を厳に行わないこと。

(一) 森林の維持管理、管理放棄林の維持管理対策や自然環境保護・水資源確保のための森林用地取得等について、交付税において新たに「環境保全費」を創設すること。また、ボランティア等の民間活動の経費の財源のため「環境基金」を新設すること。

(二) 一般交通事業債、都市高速鉄道事業債、地下鉄事業特例債の貸付利率の引き下げ、償還年限の延長を図るとともに、事業費補正の算入率の引き上げ、資本費負担緩和分として地下鉄建設改良のため地方債の元利償還金について交付税措置を行うこと。

た、地域交通に係る第三セクターの経営健全化のため営業距離を測定単位として交付税措置を行うこと。

(三) 基準財政需要額の社会福祉費・生活保護費について、非課税世帯の割増などの所得階層補正を行うとともに、密度補正を強化するなど社会福祉費の抜本拡充を図ること。

また、市町村に計画策定が義務付けられた、保健福祉計画の策定費を交付税で財源措置するとともに、看護婦等の養成、保健・医療・福祉要員の定員拡充、待遇改善措置を講ずること。

(四) 國際化に対応した地域社会作りの一環として通訳や相談所の設置など新たな行政需要に対応するため、「国際交流費」を創設すること。

(十) 「部落開放基本法」の制定を図るとともに、所要の交付税措置の拡充を進めること。

市町村のリサイクルセンター、廃棄物処理センター建設に係る交付税措置の拡充を図るとともに、農林水産業費における計画と決算のかい離の実態にかんがみ、交付税措置を拡大すること。

(十一) 公共投資充実臨時特別措置・生活関連重点化枠については、国の財政が厳しい場合、単独事業への振り替えを検討し、この場合、地方債で対応しその元利償還金について交付税措置する

するとともに、幼稚園単位費用の設置、教材費・旅費の配当充足率の引上げ措置を講じること。

(七) 地域福祉基金について、市町村を重点として積み増すこと。

(八) 土地開発基金について、市町村を重点として積み増すこと。

(九) 完全週休二日制の九二年四月実施、地方公務員育児休業法制定とその九二年四月実施に係る担保措置を講ずること。

(十二) 臨時財政特例債の地方分の償還に係るところ。
また、過大規模校の解消、老朽校舎の建て替え、ランチルームの建設、学費軽減措置に対する交付税措置を改善など縦割り行政の弊害を除去すること。

ついて、償還基金を交付税で措置すること。

(十三) 法人事業税の分割基準のさらなる改善など税源不均衡の是正策について

検討を進め、いわゆる横の財政調整制度は導入しないこと。

三 消費税については、その廃止を展望し九年度における緊急是正措置として、飲食料品の非課税化等の措置をとること。

また、総合課税の推進、法人課税の改善、非課税等特別措置の整理合理化の推進を図ること。

四 固定資産税の三大都市圏の市街化区域内農地に係る課税制度の変更に伴い、徴収猶予等の適切な措置を構ずるなど生産綠地への指定を待つ市街化区域内農地に対する適切な配慮措置に万全を期すること。

五 また、固定資産税制度の改革に当たっては、第一二〇国会決議を遵守すること。地方公務員の完全週休二日制及び育児休業制度を速やかに実施するため、今国会における法制度の整備を行うなど、人事院勧告を早急に実施すること。

右、申し入れる。

一九九一年十一月四日

日本社会党地方行政部会

部会長 安田修三

自治大臣 塩川正十郎 殿

一九九一・一二・一一

一九九二（平成四）年度建設省 予算の編成についての申し入れ書

わが国は今や世界有数の経済大国となり、一人当たりの国民所得では世界第一位の豊かな

一極集中を是正して多極分散型国土を形成することである。

國に成長した。しかし、國民はくらしの中で、その豊かさを十分に実感出来ないでいる。その原因は、いうまでもなく國民のくらしに密着した住宅や社会資本の整備が大きく立ち遅れていることにあるが、加えて大都市地域では地価の高騰と住宅事情の深刻さが生活実感をいっそう貧困にしている。

九〇年代の建設行政に課された最大の課題は、わが国のかな経済力を國民のくらしの基盤となる住宅・社会資本整備の充実に振り向け、新たに豊かな社会を実現するとともに、地方の振興・活性化をいっそう推進し、東京

1. 公共投資基本計画（四三〇兆円）に基づく社会資本整備を着実に実施するため、公共事業予算を毎年平均6%以上伸ばす。

2. 公共投資の配分についてはこれまでの配分比率にとらわれず、生活関連分野及び地方に重点的に配分する。
3. 公共事業の円滑な実施を図るため、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく先買制度を拡充し、公共用地の先行取得を推進する。
4. 建設工事にかかる事故が多発していることから、建設事業における安全対策を総点検し、安全管理の充実に務める。
5. 地価は下落傾向にあるものの、政府が約束している「中堅労働者が相応の負担で一定水準の住宅を確保できる地価水準」には程遠い。従って、不動産向け融資総量規制の解除は時期尚早であり、少なくとも来春の地価動向を見てから判断すべきである。

二、都市対策

1. 経済社会の変化に対応し、かつ土地基本法の基本理念にのっとり、都市計画制度の整備・充実を図るとともに、地区計画制度を積極的に活用すべき地区において地区計画等の策定を強力に推進する。
2. 道路、都市公園、市街地再開発、市街化区域内農地等の活用、整備のため、住民参加、資源循環・省エネルギーを基本として都市計画法を抜本的に改正する。
3. 地域活性化の核となる活力と魅力あふれ

三、住宅対策

1. 居住水準の向上を図り、ゆとりある住生活を実現するため、住宅基本法を早急に制定する。
2. 安全、良質、低家賃の公共賃貸住宅を大量（全住宅戸数の二〇%を目標）に建設するとともに、高家賃世帯の負担を軽減するため、国による直接給付型の家賃補助制度、家賃の所得控除制度を創設する。
3. 持ち家取得を通じて国民の居住水準の向上をはかるため、住宅取得促進税制を充実（税額控除の額を年末残高の三%に引き上げ、控除期間を七年間）とする。

四、道路対策

1. 市町村道など地方の生活道路及び地域の活性化に不可欠な地域レベルの高規格道路網を重点的に整備する。
2. 地方における定住基盤の整備を図るため、奥地、過疎地域、積雪寒冷地帯等の振興・活性化を支援する道路整備を推進する。
3. 交通量の多い大都市における渋滞対策、事故多発箇所等における交通安全対策を強力に推進する。

五、治水対策

1. 都市の中小河川の整備状況が浸水対策三一%、土砂害対策二〇%と大きく立ち遅れ

てある状況に鑑み、都市中小河川の改修事業を緊急に実施し、整備率の向上をはかる。

- 2 多発する急傾斜地崩壊による災害の発生を防止するため、崩壊防護対策事業を強力に推進する。

一九九一・一二・一一

一九九二（平成四）年度国土庁 予算の編成についての申し入れ書

六、建設業対策

- 1 中小建設業の保護・育成及び公共事業による地域経済の振興をはかるため、地元中小建設業者への発注率の向上に努める。
- 2 建設労働者の入職・定着を促進するため、公共事業における週休二日制の拡大をはじめとする労働時間の短縮等労働条件の改善をいっそう推進する。このため、事業単価の引き上げ、工期の延長に努める。
- 3 中小零細建設業者の施行能力向上のため、技術研修等に対する助成や資材の安定供給また機械購入の融資等を積極的に行う。

右、申し入れる。

日本社会党政策審議会
会長 早川 勝
建設部会長 青木 薫次

建設大臣
山崎 拓 殿

わが国は今や世界有数の経済大国となり、一人当たりの国民所得では世界第一位の豊かな國に成長した。しかし、國民はくらしの中で、その豊かさを十分に実感出来ないでいる。その原因は、いうまでもなく國民のくらしに密着した住宅や社会資本の整備が大きく立ち遅れることにあるが、加えて大都市地域では地価の高騰と住宅事情の深刻さが生活実感をいっそう貧困にしている。

九〇年代の国土行政に課された最大の課題は、わが国の豊かな経済力を國民のくらしの基盤となる住宅・社会資本整備の充実に振り向け、新たに豊かな社会を実現するとともに、地方の振興・活性化をいっそう推進し、東京一極集中を是正して多極分散型国土を形成することである。

高齢化社会を目前に控えたこれからの一〇年間は、まとまった規模の住宅・社会資本を

整備できる最後の機会になるとの認識にたつて、公共投資基本計画で決定した総額四三〇兆円の公共投資を確保し、生活関連分野、地域活性化対策に重点配分するとともに、以下の重点施策を強力に推進する必要がある。

- 1 地価の高値安定を打破し、中堅勤労者が年収の五倍程度の負担でマイホームを取得しうる地価水準の実現をはかる。
- 2 不動産向け融資総量規制の解除は時期尚早であり、少なくとも来春の地価動向を見てから判断すべきである。
- 3 土地基本法の制定を踏まえ、総合土地政策推進要項に沿って、首都機能の分散、土地利用計画の整備・充実、公的 土地評価の適正化、土地情報の総合的整備等の施策を強力に推進する。
- 4 機動的な土地対策の発動及び監視区域

内の土地取引に係る価格指導の適正化を

以上

図るため、三大都市圏における短期的な地価動向の把握に努める。

二、大都市圏対策

1. 東京一極集中を是正し、多極分散型国土を形成するため、首都機能の移転、政府機関の地方移転等の分散対策を積極的に推進する。

2. 国の機関の移転に併せて、民間の事務所分散対策を総合的に推進するとともに、事務所の立地規制について検討を行う。

三、地方開発、地方振興対策

1. 人工の地方定住化と多極分散型国土の形成を図るため、地方都市と周辺農村漁村とが一体となつた地方圏の整備を推進する。

2. 無秩序なリゾート開発等による自然環境破壊を防止するため、リゾート法の改正を行うとともに、勤労市民が低料金で安全、快適な長期滞在が出来るリゾート基地を整備する。

3. 離島、半島、過疎地域等のいわゆるハンドイキャップ地域に対する支援措置の拡充・強化を図り、特定地域の振興を積極的に推進する。

四、防災対策

1. 火山、地震、台風等に対する防災対策に万全を期すため、国及び地方公共団体

が協力して迅速、正確な予報・予知体制の強化を図るとともに、自主防災体制及び避難誘導施設の整備に務める。

右、申し入れる。

2. 火山災害等長期間にわたる災害に対処できるよう、災害救助法等の改正を行う。

とともに、雲仙・普賢岳噴火災害により甚大な被害を受けた島原方面地域の抜本的振興を図るため、特別法を制定する。

3. 東海地震に係る地震防災対策をいつそう推進するとともに、南関東地域の地震対策についてもその充実・強化に務める。

國務大臣
國土庁長官
東家嘉幸 殿

一九九一・一二・一六

日本社会党政策審議会
会長 早川勝

建設部会長 青木薪次

農林水産関係予算

についての申し入れ

一九九二年度の農林水産関係予算編成にあたり、農業再建・食糧自給率向上、森林・林業の活性化と国有林野事業の再建、水産業の振興のため、左記の事項に関しその実現をはかるよう強く要請する。

1. コメ市場開放は、関税化、ミニマムアукセスを含めて絶対に行わないこと。食料安全保障を確保する観点から、コメの自給政策を堅持すること。また、乳製品等についての輸入制限措置を確保すること。
2. 消費者が安心してコメを買え、国民の食糧を確保する観点から食管制度の根幹を堅

一、農業関係予算について

持すること。自主流通米の助成措置を堅持し不正規流通については取締りを強化すること。減反政策の見直し、米飯給食の助成費の存続・拡大、純米酒の振興、飼料用米・アルコール用米の開発でコメ消費を拡大すること。米麦など主要農産物に対する国営検査制度を堅持すること。

3. 地域農業のはたす役割を見直し、特に中山間地域農林業の環境保全に資する役割を評価し、中山間地域農業者に対する所得補償制度を確立すること。また、中山間地域農林業の活性化のため、生産、加工、流通、情報、サービス、雇用等の総合対策を進めること。また、中山間地域農業の活性化のため、生産者を確保するため四〇歳までの担い手に対し就農助成、設備資金・経営円滑化資金の融資等を行うよう検討すること。

5. 牛肉完全自由化による畜産危機に対する対策を講じること。乳製品のなしくし的輸入拡大をやめること。子牛の再生産を確保するための不足払いを行うこと。加工原 料乳の不足払い制度の充実を図り乳量の確保をはかること。

6. 果実の生産を振興するため、基盤整備事業等の充実をはかり、安全性、食味などの面で優れた果実生産をはかるための施策を講じること。また、過剰時の調整のためミカン果汁の不足払いを充実させること。

7. 農業経営、特に畜産経営や果樹経営における投資、土地改良事業の自己負担金等にかかる農家負債を解消するため、長期無利子の借り換え融資制度の充実強化をはかること。また、負債を抱える農家の農地や生産施設の国、自治体等による買い上げ制度や、負債農家が資産を売却する際の税の減免制度を創設すること。なお、各種制度資金についても金利の引下げを行うこと。

8. 農業・農村整備対策事業を推進し集落排水事業整備水準を引き上げること。土地改良事業の実施に当たっては、農民参加による設計・地元労働力の活用をはかるとともに、農民負担の軽減をはかること。また、田畠輪換の土地改良事業を推進し、農用地の積極的利用をはかること。なお、公益性の高い基幹事業は国の負担で行うこと。

9. 有機農業の振興のため、その裏付けとなる科学的研究の推進、実態の把握等を行い、生産者・消費者の提携を促進することとともに助成措置の実現をはかること。

10. 冷害、台風による農作物および農業関係設備の被害を早期に復旧し適用し、長期にわたる災害復旧、生活補償のための特別措置を講じること。

(1) 造林、林道等の事業施設及び一般行政的経費について、平成五年までに民有林との均衡が図られるようにすること。このため平成四年度について一般会計繰り入れを拡充すること。

(2) 民有林の制度で国有林野事業に適用されない制度について、早期に適用（準用）し均衡を図ること。

二、林業関係予算について

1. 一般林政対策

(1) 森林整備五か年計画の投資の実質伸び率を五か年で一・八倍とすること。

(2) 緊急な課題として林業労働力対策を林政審議会の答申の方向で実行できるよう早急に対策を講じるとともに林業労働法の制定をすること。

(3) 森林・林業・国有林野事業の活性化、山村の振興のためにも、外材対策・流通対策・需要対策など構造的問題の解決策を具体化すること。

2. 国有林野事業対策

(1) 造林、林道等の事業施設及び一般行政的経費について、平成五年までに民有林との均衡が図られるようにすること。このため平成四年度について一般会計繰り入れを拡充すること。

(2) 民有林の制度で国有林野事業に適用されない制度について、早期に適用（準用）し均衡を図ること。

にし農地銀行と法人が密接な連携を行ふこと。

12. 畑作振興対策を講じ、特に野菜については生産振興流通対策を講じることにし、さらに圃場から出荷までの一貫機械化をすすめ労働力不足にも対応すること。

(3) 累積債務対策については昨年一二月一八日閣議了解の趣旨を踏まえ、債務処理に要する費用の繰り入れを拡充すること。

三、水産関係予算について

1. 資源管理型漁業の確立を推進し、その定着を図るため資源調査、資源管理関連施設の整備、資源増殖のための栽培漁業を促進するなど、わが国二百海里内における沿岸沖合漁業を発展させるための総合的振興策を講じること。
2. 漁業協同組合を漁村の真の中核体とし、生産から流通の拠点、さらには漁業後継者育成の場とし、漁村文化の担い手とするため、その組織を強化すること。このためには二百海里等による漁業の不振や金融自由化の急速な進展等による漁協經營の悪化に對処して、漁協の經營基盤を強化拡充する必要があり、漁村地域の実態に則して合併を推進すること。
3. 現行の自主的漁業者年金を制度的に強化し、漁業後継者の育成と漁村地域の活性化を目指し、機能的な漁港造成など生産基盤と環境の整備を行うなど、漁村の地域経済・社会開発を推進すること。
4. 國際・公海で操業する遠洋漁業を適正規模で維持するため、グローバルな視点で厳しい国際環境に対処し、関係国との国際協

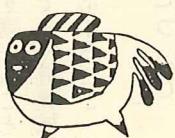
力などわが國漁業の国際的役割を推進しながら、互恵平等の立場で海外漁場の確保を行ふこと。ことにソ連、朝鮮、韓国、中国といった環日本海圏諸国との漁業・海洋調査並びに漁業協力を促進し、日本海における漁業資源の共同管理体制を確立すること。

5. 捕鯨やクロマグロ問題、さらには流し網漁業問題など地球環境問題が世界の人々に認識されるようになって、実態を無視したわが國遠洋漁業に対する非難が強まっていいる事態を重視し、世界的規模での漁業国會議を定期的に開催するなど、漁業と環境問題は矛盾抵触しないこと、わが國漁業に対する理解を求めるなど、国際世論対策を強化すること。ことに調査捕鯨を継続し、商業捕鯨の復活の展望を切り開くとともに沿岸小型捕鯨を生存捕鯨維持すること。また、流し網漁業についてもその存続に努力し、万一、中止を余儀なくされた場合は、漁業労働者の生活補償を含む十分な減船補償を行うこと。また、栽培漁業振興のためのクロマグロ等の養殖生産のための技術システムの開発をはかること。

農林水産大臣
田名部 匡省 殿

日本社会党中央執行委員長 田辺 誠
党農林水産局長 谷本 巍
党農林水産部会長 村沢 牧

一九九一年十二月十六日



一九九二年度政府予算 大蔵原案について（談話）

日本社会党政策審議会
会長 早川 勝

一、本日、政府は、一九九二年度政府予算大蔵原案を閣議了承し、各省庁に内示した。来年度予算は、宮沢内閣にとってはじめての予算であり、宮沢総理はどのような進路を政府の顔である予算に示すのか、国民注視の予算となっている。しかし今回の大蔵原案をみる限り、国民の期待に応える予算にはなっていない。戦後世界の転換期にある今日、従来の発想の大転換が求められており、いまこそ「平和と公正」予算が編成されなければならないにもかかわらず、依然として「生活軽視・軍備配慮・産業優先」の予算の継続であると言わざるえない。

一、わが国はいま、宮沢総理が標榜する「生活大国」への脱皮が求められている。そのためには、産業重視から生活重視へ政策観点を逆転させることが不可欠であり、先進国唯一の経常黒字国に象徴される世界有数嫁するものであり、断じて容認できない。

の経済力を、生活関連社会資本の整備、労働時間短縮等ゆとりと豊かさを実現するため振り向かなければならぬ。

ところが、大蔵原案では、政管健保の補助率引き下げ、国民健康保険の事務費への国庫負担削減などによって社会保障関係費は近年になく抑制され、患者の医療費負担が増やされる。また生活基盤整備に向けた公共投資についても、公共事業関連予算全体としては未だに硬直的であり、生活重視の観点からの洗い直しは不十分である。その他、教育・文化・労働・環境・農林漁業など国民生活に密接にかかわる予算が十分確保され、内容も向上しているとは到底言えない。とりわけ、地方交付税交付金の減額措置を継続強化したことは、国の財政破綻のツケを生活の基点である地方財政に転嫁するものであり、断じて容認できない。

一、「外交の宮沢」と評されているにもかかわらず、大蔵原案では宮沢内閣の国際貢献の理念と具体策は全く不明瞭である。防衛費は概算要求から若干削減されたものの、政府・自民党の冷戦志向的な態度は一向に改まつていないと言わなければならない。軍縮・平和を積極的に推進するため、削減計画を明らかにし来年度については前年度並に抑制すべきである。

また、ODAは単に増額を図るだけでなく、途上国などの国民生活の向上、自立的な経済発展に貢献するものに改革するため、「国際開発協力基本法」を制定し、援助計画の策定と実施、フォローアップ体制を整備することが急務である。

一、わが党は、来年度予算編成について、シヤドーキャビネット委員会で基本的態度を明確にしている。すなむち、①防衛費の前年度並抑制と継続的な軍縮の推進等、②ホームヘルパーの増員および常勤化など高齢者対策の推進等、③消費税の飲食料品全段階非課税措置の実施等、④零細奨励補助金の一般財源化及び地方交付税の拡充等、⑤コメの国内需給の堅持と農業再建等、⑥社会資本整備と災害対策の推進等、⑦日本版証券取引委員会の創設と完全週休二日制の推進等である。党首会談では予算に対する党の主張を明確に示し、大藏原案を大幅に修正し、国民の期待に応える政府予算を決定するよう宮沢内閣に強く求める。

一九九一・一二・二八

一九九二年度 政府予算案について（談話）

日本社会党政策審議会
会長 早川勝

一、一九九二年度政府予算案は、宮沢色がどのように示されるのか、国民の注目を集めている。しかし本日、宮沢内閣が閣議決定した政府予算案は、「生活軽視・軍備優遇・産業優先」を基本とした予算の継続と言わざるえない。わが党は党首会談において、「平和と公正」の予算への転換を図るために、①防衛費の前年度並抑制と継続的な軍縮の推進、②ホームヘルパーの待遇向上など高齢者対策の推進、③消費税の飲食料品全段階非課税措置の実施、④零細奨励補助金の一般財源化及び地方交付税の拡充、⑤コメの国内需給の堅持と農業再建、等を

原案と同様の予算案であり、わが党の主張が受入れられなかつたことは極めて遺憾である。

一、大藏原案では大幅に抑制されていた防衛費における正面装備費すなわち、新多連装ロケットシステム（MLRS）やFSSX試作費を完全復活し、F15要撃戦闘機や護衛艦などの購入費を大幅に復活したことは、時代錯誤もはなはだしい。宮沢総理は口先では軍縮の必要性を唱えているが、政府・自民党全体としては冷戦志向的な態度は一向に改まつていいない。

また、ODAは大藏原案から大幅に増額されたが、ただ単に増額を図るだけでなく、途上国などの国民生活の向上、自立的な経済発展に貢献するものに改革するため、「国際開発協力基本法」を制定し、援助計画の策定と実施、フォローアップ体制を整



備することが急務である。

一、わが国はいま、急激な景気の落ち込みを回避するためにも、また激化する経済摩擦に対処するためにも、「生活大国」への飛躍が緊急課題となつており、そのため産業軽視から生活重視へ政策の基本を逆転させることが不可避となつてゐる。

ところが、政府予算案では、復活折衝でわが党などが主張したホームヘルパーの手

当ての大幅増額などが認められたものの、社会保障費は一三年振りに一般歳出の伸び率を下回つた。また福祉と環境を重視した「社会資本整備一〇ヵ年計画」を念頭におき、従来の公共事業を含め硬直的な予算配分を抜本的に改めるべきであるが、公共事業関連予算全体としては未だに硬直的であり、生活重視の観点からの洗い直しは不十分である。とりわけ問題なのは、地方交付税交付金の減額措置を継続強化したことであり、明確な展望を示さないまま国の財政困難を地方財政に依存して切り抜けようとすることは、生活の基点である地方をないがしろにすることであり、認められない。

一、税制においては、辻褄合わせの増税策を覆い隠すために突如として国際貢献税なるものが政府自民党内に浮上したもの、予算と税制の基本原則にそぐわないものであつたため、消え去ったのは当然のことであ

る。結局、それは、歳入不足を賄うための増税策に収斂したが、自民党首脳からは国際貢献等のための財源として消費税率の引き上げが必要との見解が出されている。飲食料品全段階非課税など消費税の緊急是正措置や不公平税制の是正を行わないで、そうした発言がなされること自体、非常識と言わなければならぬ。

一、わが党は、次期通常国会では、①国際情勢の激変を的確に反映した計画的な防衛費の削減の第一歩としての正面装備費を中心とした防衛費のさらなる削減、②社会保障の充実、③消費税の飲食料品全段階非課税措置の実施、④零細奨励補助金の一般財源化及び地方交付税の拡充等を中心に野党各党と協力して政府予算案の修正を図り、国民の期待に応えたい。



特集

II 国際平和協力問題関係

一九九一・一一・二二 日本社会党政策審議会

PKO法案を廃案にする闘い

平和憲法の下での国際貢献のるべき姿を明確に示すことができた。対案を提出した結果、社会党案と政府案との相違が明らかになり、国際協調主義、平和主義という憲法の精神に沿った社会党案の正しさが、審議を深めれば深めるほど、明らかになっていった。

シャドーキャビネットを設置し、政権担当への意欲を固めている社会党にとって、PKO法案で対案を提出して闘った経験は、今後

に活かすべき大きな成果を残した。

日本社会党政策審議会
会長 早川 勝

集中して闘ったからである。

また同時に、「初めに自衛隊の派遣派兵ありき」という法案に対し、国民の多数がその危険性を感じ取り、連日のように国会デモに援助隊法改正案に対し、廃案をめざして闘い、押し寄せるなど、全国津々浦々で廃案を求める行動を繰り広げたからである。

することができた。当初、同法案は自公民三党に支えられていたため、今国会で成立するところ多かった。それにもかかわらず、成立を阻止することができたのは、田辺委員長が打ち出した廃案の方針を堅持し、社会党議員が衆参両院を通じて団結し、持てる力を

団結した社会党と

国民の勝利

社会党は政府提案のPKO法案、国際緊急援助隊法改正案に対し、廃案をめざして闘い、継続審議に追い込み、今国会での成立を阻止

国民の合意を得られた

得られなかつた政府案

自民党は十一月二十七日、衆院委員会でPKO法案など二法案を強行採決した。これは、政府のPKO法案が国民の合意を得ていないことを自民党自らが証明したものである。PKOについての基本的文献である国連発行の

「ブルーヘルメット」は、「平和維持活動にとって基本的に重要な点は、国連加盟国間の幅広い政治的コンセンサスである」と述べ、同時に「紛争に関与している国や当事者の繼

統的な支持だけではなく、平和維持活動に兵士を提供している国の支持である」と、指摘している。政府のPKO法案に対するアジア近隣諸国を初めとする危惧の念は、強行採決を契機に、抗議へと発展していった。

とりわけPKO法案が日本の軍事力増強と同時並行して、海外派兵をもくろむ内容であるだけに、アジア各国の警戒心は強いものがいる。朝鮮の植民地支配や第二次世界大戦を「侵略戦争であった」と認めず、また従軍慰安婦など個別の償いに対し政治的決断を回避する政府の態度が、ますますアジア太平洋地域の人々の不信を増幅させる結果になつた。

政府案の問題点

政府のPKO法案は、国連の名を悪用した自衛隊派兵法案そのものであることが、社会党の追及で日に日に明確になつた。なぜ派兵法なのか。その根拠の一つは、国連の指揮権を否定し「指図」という用語を使い、また新たにPKO五原則を設定するなどの手法をこらし、憲法の制約（武力の行使、集団的自衛権の行使の禁止）を守るかのようにみせかけられる一方で、法案はたゞみに自衛隊の独自行動を確保しているからだ。

もう一つの根拠は、憲法の制約を遵守していると見せかけ、またそのために政府の都合の良いように勝手に憲法を解釈するという解釈改憲で過ちを積み重ねてまで、自衛隊を派兵するという政府と自民党的野望が浮き彫りになつたことにある。昨年の「国連平和協力法案」や九十億ドル追加支援問題と異なり、米国の圧力によるというよりも、日本が独自で軍事的行動を可能にする法案を考え出したという要素が強いのが、PKO法案の特徴といえる。法案は、掃海艇派遣後の世論の変化をたくみに捉えた自民党の「国際社会における日本の役割に関する特別調査会」（会長、小沢一郎前幹事長）の意向を反映させたものともいえ、自衛隊海外派兵を主な目的とする危険な法案である。

国連の指揮権を否定した法案「主権国家はどうして国連の事務総長の指揮に従うことがあるか、これはもう基本的な常識問題だと私は思っております」。耳を疑いたくなるような宮澤首相の答弁は、衆院国際平和協力特別委員会で十一月十八日、この国会冒頭の質問に立つた岡田利春議員とのやり取りのなかで初めて登場した。

国連の「PKO標準運用手続き基準」（SOP）によると、PKOのすべての作戦は安保理理事会に責任をもつ国連事務総長の権限の下に置かれ、派遣国の軍事要員（自衛隊は国際法上軍隊であり、隊員は軍事要員に該当）は事務総長から命令を受ける国連の軍事司令官からだけ命令を受け、派遣国（たとえ

ば日本）の命令権を厳格に排除している。国連のSOPは事務総長→国連の軍司令官→各部隊という命令系統が国連のPKO活動の基本原則だと強調し、「この指揮系統が尊重されなければ、作戦上および政治上、重大な問題を引き起こしかねない」と念を押している。

政府が国連の指揮権を否定する口実にしたのが「指図」という用語だ。国連の指揮権は懲戒権を含まず、国内法でいう指揮に当たらず、「指図」がふさわしいと言う主張だ。しかし、この主張は、審議の舞台を参議院の委員会に移した初日、十二月五日の矢田部議員の追及で崩れ去つた。矢田部議員の質問を要約すれば、次のような。「消防、警察の懲戒権は本来所属する自治体機関にあるが、災害などで近隣の自治体に応援にかけつけた場合は、受け入れた自治体機関が指揮権をもつていている。NATO（北大西洋条約機構）も懲戒権は各國（部隊）に帰属するが、指揮権はNATO軍にある。」

崩れた政府の仕掛け 懲戒権を伴わない指揮権は国内法でも存在し、国連の指揮権だけを「指図」と呼ぶことは、PKO法案が国内法上の整合性を欠くことになり、立法上の許されない問題を浮かび上がらせた。「国連の指揮に従う必要が、なぜあるか」という、宮澤首相らの居直りは、指揮と「指図」を区別

する根拠を懲罰権の有無に求め、それを前提にしていただのだが、その前提そのものが崩れたわけである。

懲罰について国連のSOPは、各国の懲戒権（処分権）を認めながらも、国連が懲罰に関係する検査権、尋問の指揮などの権限をもつとし、各国の全面的な懲罰権は認めていないことも、政府の主張の根拠が妥当性を欠くことを裏付けている。

政府のPKO法案は派遣の自衛隊を防衛庁長官の指揮の下に置き、自衛隊が独自行動をとる余地を確保している。国連の指揮権を否定しているのだから、国連は隠れミノに使っているだけである。小沢克介衆院議員が、そのことを鮮明に示している。

合憲の化粧をした結果がガラス細工に昨年廃案になつた「国連平和協力法案」の審議で工藤内閣法制局長官は「平和維持軍（PKF）的なものに対しては参加が困難」と答弁していた。PKF参加は、憲法九条が禁止する武力の行使、または行使するという威嚇あらだ。

だが、政府は一年とたないうちにPKF参加を軸とするPKO法案を提案した。しかも、「自衛隊とは別個の組織で」という昨年

の自公民の三党合意に反して、武装自衛隊を部隊丸ごと派兵しようという法案だ。経済大国となつた日本が、政治面だけでなく、国連の名を借りながら、軍事的な役割を世界各国で果たそうとしている野望を浮き彫りにした。国連のSOPは、情報活動を厳しく禁止しているが、政府のPKOは、日本独自の情報活動を法案に盛り込んでいる。

明らかに違憲の派兵法案を合憲かのように、新たに工夫したのが、政府がいう「PKF五原則」（合意、同意、中立、中断・撤収、武器使用の制限）である。また、武器について

は国連事務総長が必要と認める装備の限度とあるだけで、自衛隊員の携帯する武器の制限は法案に規定がない。武力行使におよぶような場合は、中断・撤収すると政府はいうが、とにかく国連の指揮権を否定したうえでの日本

部隊の業務の中止は、一つの命令下にある軍事行動を混乱に陥れる。日本独自の判断による中断は、法案が防衛庁長官の指揮権を国連の指揮（指図）より優位においていることを明らかにする好例である。

生命身体の防衛の際、日本部隊の指揮官は「撃て」という命令ができる。組織的な武器の使用は、武力の行使になるからだ。PKO法案を合憲のように見せかける工夫をした結果、法案は「ガラス細工」になり、現場に適用できない欠陥法案になってしまった。

シビリアン・コントロールを否定 宮沢首相は、「自衛隊の防衛出動、治安出動は国民の基本的人権、財産権にかかる問題であり

国会の承認を必要とするが、PKOは外へ出していくのであり、日本国民の権利に関係ない」と答弁し、事前の国会承認の必要性を否定した。武装自衛隊の派遣は、受入れ国の主権にかかるだけでなく、受入れ国の国民の生命、人権にかかる問題であるだけに、より厳格な文民統制が必要である。宮沢首相は、「国际人と評価されているが、「自國のことのみに専念して他国を無視する」首相である。

憲法の制約の枠内また参議院で自衛隊発足当时の一九五四年に採択された「自衛隊の海外出動をなさざる決議」に沿って、国際貢献を考えるなら、非軍事・文民・民生を原則とする社会党提案の「国際平和協力活動等に関する法律案」に落ち着くのである。社会党の法案は憲法の国際協調主義、九条の原則にも合致する。

社会党案の内容

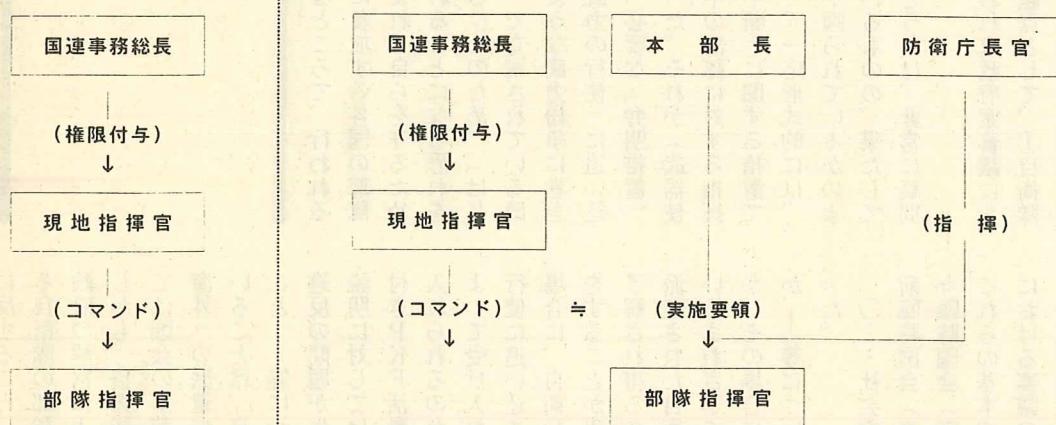
考え方 (提案理由説明から抜粋)

日本国憲法の崇高な平和の理念に従い、それにふさわしい国際貢献の在り方について国民の合意を形成し、今日の時代の要請に的確に応え、世界が必要としている各分野に対し、非軍事、民生、文民による最大限の貢献をすべきである。

法案の内容

- (1) 自衛隊の海外派兵や武力の行使、武器の携帯と使用を明確に否定
- (2) 自衛隊とは別個の常設の組織として、非軍事の分野のPKO活動及び人道的救援活動を行うため、国際平和協力機構を創設し、必要な訓練を行い、国連、国際機関の要請に応える。
- (3) 目的に沿い国際平和協力隊の派遣
- (4) 平和協力の活動に当たっては、関係国の同意、内政不干渉、中立の立場を堅持
- (5) 国連の要請があり、外務大臣が平和協力活動を必要と認める場合に実施計画を策定し、国会の承認を求める
- (6) 地方公共団体等への参加要請
- (7) 物資協力
- (8) 終了後の国会報告
- (9) 国際平和協力機構の設立は別途、法律で定める

《自衛隊部隊の指揮系統》



◎業務中断に関する事項

(コマンド) ≠ (実施要領)

国会審議の焦点について

○……政府案は、国連のPKO活動（平和維持活動）への参加（部隊等派遣である）といえ、戦争放棄・非武装をうたう現行憲法のもとで、かつ、参議院の「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」（一九五四年六月一日、参議院本会議）に明確に反して、自衛隊を海外に出動させようとするものであつて、わが国の安全保障・外交政策の大転換を意味するものであるが、現行憲法自体の改正は前提とされていないため、自衛隊、特にその「武力行使」に関する従来の自民党政権の見解を含めた現行憲法との「調和」を図る措置が講じられている。その核心が、「武器使用の制限」及び「派遣中の部隊に対する指揮権」の保留や「業務の中止」に関する規定であり、ここに政府案の矛盾と問題点が集中的に表現されていると言えよう。

○……PKO活動、特にPKF（平和維持軍）活動は、もともと、武力紛争があり、その紛争が完全には解決していないという、政

治的・軍事的に不安定なところで、行われるものであるから、これに参加する各国の部隊は、武力紛争に巻き込まれ、自らを守るために武力の行使に追い込まれることになる恐れを否定できないものである。このため、「はじめに自衛隊派兵ありき」で立案されている政府案ではあるが、そのような武力紛争に巻き込まれ、少なくとも「武力の行使」に追い込まれることのないよう、必要な「弁明措置」が講じられる必要があった。それが「武器使用の制限」及び「派遣中の部隊に対する指揮権」の保留や「業務の中止」に関する措置であるが、これらによって、一応形式的には、現行憲法との「調和」が図られているかのように見せかけられてはいるものの、果たして実際にもそうであるかどうかは、非常に疑問である。

○……つまり、われわれは政府案審議において、最も基本的な問題点として、①自衛隊における審議の中で、政府を厳しく追及した。この海外派遣は、一九五四年の国会決議に明確

に反すること、②武力の行使が十分予想される自衛隊の部隊の海外派遣は、従来の自民党政府の解釈によつても、憲法に違反すること、しかも、自衛隊の防衛出動や治安出動については国会の事前承認が条件となつてゐるのに、海外への派遣についてはそれを不必要としていることは、自衛隊の文民統制上問題であること——等について追及するとともに、憲法違反の問題が生じる恐れはないという政府の説明に対しても、④そのような自衛隊の条件付きPKF活動参加が国際連合によつて受け入れられるのかどうか、⑤仮にそれが国連によつて受け入れられたとしても、現地で武力行使に追い込まれるような事態に立ち至つた場合に、自衛隊のみが独自に「業務の中止」をすることが現実的であり、参加各國部隊に了解され得るのかどうか、さらには、⑥結局は、派遣された自衛隊は憲法違反の武力行使に追い込まれざるをえないことを否定しきれないが、その場合には、一体だれが責任をとるのか——等についても追及することが課題であった。

○……社会党は、政府案の廃案をめざして、前臨時国会（第一一二回国会）に引き続き、今臨時国会（第一二回国会）においても、これらの基本的な問題点を中心に、衆参両院

当然のことながら、すでに前臨時国会で明らかになつております、これについては、一九九一年一〇月四日付の文書「日本社会党政策審議会『PKOの協力法案に関する主な論点（国會審議のまとめ）』」（注）（『政策資料』一九九一年一月号に収録）において整理されているので、ここでは右整理文書を前提とし、それに付け加えるべき若干の論点について整理しておることとする。

（注）①憲法解釈に関する政府見解、
②「いわゆる五原則と国連平和維持軍（隊）への参加、③国会承認、④武器使用、⑤武器使用と武力行使の区別、⑥指揮権、⑦携行する武器の範囲、⑧自衛隊法改正」の一八項目について論点を整理している。

一、武器使用と武力行使

PKF（平和維持軍）の派遣が要請されるのは、紛争当事者間で停戦が合意されてはいたも、それだけでは必ずしも武力衝突が回避されるとは言えないよう、非常に不安定な状況のもとで、両当事者間に分け入って、その停戦合意を維持できるようにするために、武器の使用は十分あり得ることである。しかも、派遣部隊はまさに「部隊として」活動するのであるから、組織的な武器の使用も十分にあり得ることであり、従つて憲法の禁ずる「武力の行使」に追い込まれることも

十分に予想される。

PKF（平和維持軍）については「任務の遂行が実力で妨げられる場合」も武器の使用が認められているが、わが国の派遣部隊（自衛隊）については、それは憲法の禁ずる「武力の行使」となる恐れがあるところから、政府案では、「武器の使用」は「部隊」にではなく個々の「自衛官」に認めることとしているほか、「派遣中の部隊に対する指揮権」の留保や「業務の中止」に関する規定を設けて

いる。このような扱いが、派遣される部隊自体の理解はもちろん、諸外国の理解を得られるかどうかは大いに疑問である。

この点については、政府は、社会党の追及に対し、「政府案による自衛隊のPKF派遣で憲法上の問題が生じることはない」と強弁するのみで、むしろ「憲法上禁止されている武力行使に当たるようなことは、法案上およそ組み込めないので、第二十四条で個々の自衛官に武器の使用を認めることとしている」という工藤内閣法制局長官の答弁にうかがわれるよう、「憲法上の問題が生じる恐れがある」からこそ、「現実の問題としてではなく、言葉の上での辯證合わせ」をしているにすぎないことを自ら暴露していると言えよう。

なお、この問題に関連して、工藤長官は、「山賊、匪賊のたぐいが相手である場合には、派遣部隊の責任者が指揮指令をし、撃てとい

つたから」と言つて、憲法の禁ずる武力の行使になるわけではない」（一二月五日）などと答弁し、法案内容の説明にもかかわらず、自衛隊の派遣が憲法の禁ずる武力行使につながる危険性を再確認させただけでなく、その差別的な発言ぶりについて、あとで陳謝するという一幕もあった。

二、指揮系統Ⅱ「指図」と「実施要領」の関係

国連のSOP（標準活動要綱）においても、「加盟国政府によって派遣される軍事要員は、実際的活動上の件については事務総長の指揮下に置かれ、給与及び規律に関する事項については各國の権限下にとどまる。平和維持活動に従事する軍事要員は、実際的活動に関する事項に関しては自國政府当局からの命令を受け入れず、事務総長から命令を受ける国連の軍司令官からのみ命令を受けるということが、平和維持活動の基本原則である」とされているように、PKO活動への各國の派遣部隊は国連の指揮下に置かれることが「常識」となっている。

しかし、政府案では、わが国のPKO派遣部隊は、防衛庁長官等の指揮下に置かれるものとされる一方、国連の『指図』＝コマンドに適合するように作成変更されたものとされている（第八条第二項）「実施要領」に基づ

いて活動することとされている。

他方、政府は、「わが国の派遣部隊は国連の『指図』」に従うとも答弁している。

このため、わが国の派遣部隊に関する指揮系統が不明瞭で、異例の「二重の指揮系統」のもとに置かれる疑いがある。

また、これに関連して、政府は、『指図』

の語を用いた理由を次のように説明している。

わが国の国内法の用例では、一般に「指揮」又は「指揮監督」は、職務上の上司がその下僚たる所属職員に対して職務上の命令をすること又は上級官庁が下級官庁に対してその所掌事務について指示又は命令することを意味しており、その違反行為に対し警戒権等何らかの強制手段を伴うのが通常である。これに対し、……国連の「コマンド」は、派遣国により提供される要員がその公務員として行う職務に関して国連が行使するという性格の権限であって、かつ、懲戒権等の強制手段を伴わない作用であり、そのような「指揮」又は「指揮監督」とは性格を異にしていることから、混乱を避けるため、……「指図」という語を用いたものである。

(政府が参議院特別委員会理事会に提出した統一見解「『コマンド』、『指揮』及

び『指図』について」)

しかし、刑事訴訟法第百九十三条及び第一百九十四条(司法警察職員に対する検察官の指揮権について規定)、海上保安庁法第二十七条及び第二十八条(海上保安庁及び警察行政厅、税関等の関係行政庁の間の協力における、派遣職員に対する派遣先行庁の指揮権について規定)、消防組織法第二十四条の三及び第二十四条の四(応援出動した消防職員に対する応援出動先市町村の長の指揮権について規定)、災害対策基本法第七十四条(応援に従事する者に対する応援先都道府県知事等の指揮権について規定)――等の「我が国の国内法の用例」をみれば明らかなように、犯罪の予防や捜査、災害対策等に関する諸法令においては、むしろ「懲戒権を伴わないにもかかわらず、『指揮』という語を用いるのが通常」であるから、この点については、政府の答弁・認識は誤っていることは明らかである。

むしろ、それにもかかわらず、政府が敢えて「指図」という語を用いたところに、隠しきれない政府案の問題点があることが示されているとも言えよう。

がどうして国連事務総長の指揮に従うことがあるか。これは基本的な常識問題だなどと答弁し(一一月一八日の衆院特別委)、本部長となるべき首相としてこの問題に関する「基本的な常識」さえ持ち合わせていかつたことを自ら暴露した。

三、国連当局の見解

憲法上の制約との「調和」を図った「武器使用の制限」や国際的常識に反する「派遣部隊に対する指揮関係」に関する措置を含む政府提出法案及びこれに関する政府の見解は、その具体的な内容が明らかになれば、国際的な理解を得ることは難しいものと考えられる。この点については、政府は、「本年八月、……外務省国連局幹部よりグールディング国連事務次長に対し、政府より、新たな国際平和協力に関する基本的な考え方を『中間報告』の形で出し、その枠組みに基づき法案を準備しようとしていることを説明するとともに、我が国憲法第九条の禁じている武力行使に当たるような行動をとらないことを確保する観点から、PKF参加に当たっての基本方針を政府として定めたとして、同方針を説明」したのに対し、「先方は、日本側で作成したPKF参加に当たっての基本方針は国連にとって問題はないものであると述べた」(政府が参議院特別委員会理事会に提出した資料「我

が方『基本方針』に関する国連への説明振り等」）——等と説明している。

しかし、国連に説明したのは、平和維持隊への参加に当たっての基本方針であって、この法案の内容について詳細にまだ国連に説明したという段階ではない（一月一八日、丹羽外務省国連局長）ことを政府も認めてい る。

仮に、このような問題を抱えたまま政府案が成立したとしても、これに基づき自衛隊をPKOに派遣する場合には、当然この問題について、国連との間で締結されるPKO派遣協定の中で明確にしておく必要があり、その際には国連当局の「十分な理解」が得られるかどうかは、大いに疑問である。

これについては、政府は、「わが国が国連のPKOに部隊を派遣する場合には、わが国の立場で国連とPKO派遣協定を結ぶのは当然であり、憲法に違反するような取決めをするつもりはない」（宮沢首相、一二月四日の参院本会議）などと答弁しているが、「わが国の立場」や「憲法に違反するような取決め」の具体的な内容が問題であって、「指揮系統」に関する政府の考え方及び「業務の中止」「武力行使・武器使用」についても、はつきり定めるのかどうかについては、なお、はつきりしない。

国連文書

「PKOのための標準運用手順ガイドライン」

（SOP、部分訳、下線は党政審による）

■第一部 序論、

第五節 平和維持活動の特質

5 の d 項 作戦は、その全ての分野につい

て安保理に責任をもつ事務総長

の権限の下におかれ。加盟国

政府によって派遣される軍事要

員は、作戦上の案件につき、事

務総長の指揮下におかれ、給与

及び規律に関する事項について

各國の権限下にとどまる。平和

維持活動に従事する軍事要員は、

作戦に関する事項に関しては自

己政府当局からの命令を受け入

れず、事務総長から命令を受け

る国連の軍司令官からのみ命令

を受けることが、平和維

持活動の基本原則である。この

指揮系統が尊重されないならば、重大な作戦上および政治上の困難を引き起こしかねない。

■第二部 司令部、第二節 = 指揮、統制

4. 全てのPKOの統制権は、安全保障理事会の権限の下で事務総長に帰属する。

5. 現場の作戦指揮は、（複数の紛争）当事者との協議の後、国連安保理の承認を得、事務総長により指名された軍司令官と軍事監視団司令官が遂行する。

6. 全てのPKOにおける軍事要員の指揮権は、軍司令官または軍事監視団司令官に帰属する。

■第三部 「作戦」

第一節 =序論

2. 全く武装していない監視団を除き、全てのPKO要員は武力行使に関し、同一の対処方針を遵守しなければならない。

第四節 =「武力の行使」（原文=USE OF FORCE）

18. 平和維持は、軍事力の行使を伴わないこ

とを旨とする。それは、国連憲章第七章にいう“平和の強制”とは、まったく異なる。

（紛争当事者の）一方が、他方に対する射撃拠点として使う目的で、国連の陣地や周辺地域への強制的な侵入を試みた場合、また国連軍の強制的な武装解除の試みに対する抵抗も、自衛の範囲に入る。

または、国連（要員）全般の安全が脅威を受けている時にだけ、行使できる。

30

防衛のために武装した部隊、あるいは、それらの混成部隊により遂行される。

国連PKO部隊に武装部隊が含まれる場合、武力の行使は実施要領をカバーしなければならない。この件での対処では、

次の点が提示できる。

a. 武力の定義

b. 武力行使の時期

c. 武力行使の原則

d. 武力行使の方法

e. 武力行使のための権限

f. 武力行使後の行動

20. 限定武力は威嚇のための、物理的手段の行使である

21. 国連レバノン暫定軍（UNIFIL）の設置に関する事務総長報告は、PKOによる武力の行使に関し、基本的な原則をまとめた。つまり、“防衛的性格をもつ武器を備えた武力であり、また、防衛以外には武力を行使できない”という原則である。自衛は、安全保障理事会が決めた任

務の遂行を、強制的な手段で阻害する試みに対する抵抗を含む。

22. 武力は直接的攻撃に対する防衛の場合のみ行使でき、生命への脅威、国連要員、

a. b. 23. a. b.

最小限度の武力による目的達成
武力（行使）の前に、可能なら交渉または説得による（脅威の）阻止。

c. d.

情勢の推移により、発砲以外に効果のある選択肢がない場合、発砲の前に警告が必要。警告は、口頭、（紛争）当事者に警告だと分かるような閃光弾（せんこうだん）による射撃、空に向けた威嚇射撃、短い（単発の）射撃などがある。

20. 実効的発砲は、以上の手順が尽きた後に使う。しかし、国連要員の生命に対する急迫の脅威があり、または、すでに国連要員に死傷者が出ている場合は、遅滞なく実効的射撃を開始する。

f. e. i. f.

目的が達成されれば、射撃を制御し、一度中止する。

g. （発砲）事件に関与した国連（現場）司令官は、火器の種類、発砲回数などを含

24.

第四部 要員

第一節 特権、免責、義務、責任

PKOのすべての要員は FC / CMO

（軍司令官／停戦監視団長）の指揮下（under the command）にあり、任務の遂行については、FC / CMOに直接責任を負う。FC / CMOは、USGSP

A（特別政治問題事務次長）の指導のもとに懲罰について操作を行い、尋問を指揮し、報告と諮詢を要請する権限を持つ。懲戒は各国の軍法と軍規に従って各國派遣隊の司令官が行う事項である。

む包括的な報告書を速やかに送達しなければならない。

現地司令官は支援用の一〇ミリ迫撃砲（などの）重火器の使用を留保する権限をもつ。重火器の使用は、要請にもとづき、抑止だけの目的に使う。しかし、最終的な状況判断をし、適切な行動を指示するのは、現場指揮官である。

訓練マニュアル

(派遣国・地域訓練計画用指針)

PKO人材派遣国と 国連のモデル協定

軍事要員の懲戒処分については各國政府の司
令官が責任を負う。

第2部 国連平和維持活動の背景

第2節 平和維持、憲章、経験に基づく改革、 PKOの編成

第8項 平和維持活動の発展につれ、一定の
原則がすべての平和維持活動に共通の
内容となつた。

第8項 a. PKO活動は、その活動のすべて

の側面について、安保理に対しても責
任を有する事務総長の指揮に従う。国
連事務総長より提供された軍事要員
は、作戦事項につき事務総長の指揮
のもとに置かれる。ただし給与と規
律に関する事項については、派遣国

活動に從事する軍事要員は、平和維
持活動の事項に関しては、派遣国當
局からではなく、事務総長からの命
令を受ける国連司令官の命令を受諾
するのが平和維持活動の原則である。
この指揮系統が尊重されなければ、
作戦上および政治上の深刻な困難に
つながりかねない。

指揮権限の所在

現在、平和維持活動に対する要員及び裝備
等の提供に際して、国連と各国はそれぞれこ
れまでの慣例に従つて合意を取り交わしてい
るが、このモデル協定は今後、各国の提供す
る要員や裝備などに関する問題も事務総長
によるうえでの見本となるものである。

給与等の行政問題 (要員について)

以下は、このモデル協定の概要である。

派遣国政府は、提供する要員が階級、経験、
身体、専門性、言語能力などに応じて国連が
定める待遇水準を受けられるよう確保する。
医療、旅行、休暇等に関しても国連の定める
基準に従う。任務中の要員の給与やその他の
手当では、派遣国が国内の規定に応じて支給
する。国連は、国連の財産への損害、任務中
の事故や死亡に対する賠償、個人財産の紛失
等に関して派遣国に報告する。軍事監視要員
について、国連は派遣地への往復旅費及び現
地での交通費を負担する他、食事、宿泊、雜
費などの手当を負担する。国連は総会の定

平和維持活動の国際的性質

国連平和維持活動は純粹に国際的なもので
あり、派遣される要員は国連の利益だけを考
えて行動する。国の行政事務に関する問題を
除いて、その行動について国連以外のいかな
る権威からも指示を求めてはならないし、派
遣国自身もそのような指示を与えてはならな
い。ただし、派遣国政府は、平和維持活動に
携わる要員に関するいかなる問題も事務総長
に喚起することができる。

める基準に従つて、要員の給与、衣服、装備、武器に関する手当などを派遣国に償還する

が、現在、要員の給与は一人当たり月額九八ドル、その他、技術兵に対する手当が一人当たり月額二九一ドル、衣服及び装備に対する手当が一人当たり月額六五ドル弾薬など武器に対する手当が一人当たり月額五ドルとなつてゐる。さらに個人の雑費として現地通貨で一日一・二八ドルの手当が支給される。なお軍事部隊において任務を遂行する文民は軍事要員に、また選挙監視員、文民警察、専門家は軍事監視要員に準ずるものとする。

(装備について)

提供される装備や航空機、船舶は提供国の財産であるが、国連の事前の承認なしには交代したり、撤収することは出来ない。その価格は到着時と撤収時に決定され、国連はその差額を提供国に償還する。航空機や船舶は提供国の籍となるが、国連の要請があれば国連の経費で国連の標識をつける。国連は作戦展開にかかる費用の他乗務員の交代など航空機、船舶の活動維持費も提供国に償還する。また国連は第三者の保険機関を用意し、任務中に生じた航空機、船舶の損害に関して提供国が行う請求について交渉による解決を図る。

要員の刑事事件の裁判

要員の刑事、民事事件に関する問題は「平和維持軍の地位に関するモデル協定」(A/45/594)に基づいて解決する。派遣国が裁判を行ひ、その結果を事務総長特別代表及び軍事司令官に告知する。

ンター一九九一年一〇月発行 「Dateline UN」
168 単)
外務省提出資料

国際条約の適用
国連平和維持活動は、一九四九年八月一二日のジュネーブ四条約と一九七七年六月八日の追加議定書、一九五四年五月一四日の武力紛争の際の文化財の保護のための条約など軍事要員の行動に適用可能な国際条約の原則と精神を尊重する。派遣国は要員にこれらの要約の原則の精神を熟知させなければならない。

撤退の告知

派遣国は国連事務総長に事前に告知することなく、国連平和維持活動から要員を撤退してはならない。

国際条約の適用

国連平和維持活動は、一九四九年八月一二日のジュネーブ四条約と一九七七年六月八日の追加議定書、一九五四年五月一四日の武力紛争の際の文化財の保護のための条約など軍事要員の行動に適用可能な国際条約の原則と精神を尊重する。派遣国は要員にこれらの要約の原則の精神を熟知させなければならない。

対立の解決

この合意の適用の解釈に関して国連と派遣国が対立し、それが交渉によつて解決しない場合、いずれかの要請で仲裁人を立てて協議を行う。それぞれの側から一人づつと議長を一人、合計三人の仲裁人を任命する。一定期限内に仲裁人を指名できない場合は、国際司法裁判所が仲裁人を指名する。(国連広報セ

わが国の「平和維持隊への参加に先立つての基本方針」に對する国連グールディング事務次長との協議要旨
(91年8月14日、ニューヨーク)

1. 基本方針の説明

(1) 八月一四日に、国連局幹部は、PKO担当のグールディング国連事務次長に対し、我が国、「平和維持隊への参加に当たつての基本方針」を説明した。

(2) 右説明に当たつては、武力による威嚇及び武力の行使を禁じた我が国憲法第九条について説明した上で、我が国の平和維持隊参加に関するガイドラインとして

「基本方針」を示した。なお、「基本方針」についてはその英文を読み上げるとともに右英文を手交した。

(3) 「基本方針」の説明は、先ず平和維持隊が紛争当事者の間に停戦の合意が成立し、紛争当事者が平和維持隊の活動に同意していることを前提に、中立・非強制の立場で国連の権威と説得により任務を

遂行するものであり、伝統的な意味での軍隊とは性格を異にするものであると

いう、平和維持隊の基本的性格についての我が国政府の認識を述べた上で、「基本方針」の各原則について説明した。

2. 撤収について

当方より、第四原則において第一原則から第三原則が満たされない状況が生じる場合というの、国連平和維持隊自体がその活動を継続する基本的前提が崩れた場合であり、この様な場合、国連の隊司令官とも連絡を取りつつ、状況によっては一時他に移動するといった事態も考えており、更に、第一原則から第三原則が満たされない状況が短期間に回復されないような場合には、日本の部隊が第四原則に従って撤収することも可能であると認識している旨説明した。このに対し「グ」次長より、日本が政府の方針として基本的的前提が崩れることを理由に撤収を決定する権利は当然有すると述べた。又、当方より、我が国としては、PKOに参加するに際して過去のPKOの経験を通じて確立した通常の慣行に反するような形で行動することは意図していないこと、更にPKOについて確立している国連のコマンドの下におかれる旨述べたのに対し、先方は右が確認できれば問題はない旨述べた。

3. 武器使用について

(1) 当方より、平和維持隊は、関連の国連文書によれば「自衛」のため以外に武器を使用は行わないこととなつてると理解しており、この点について、我が国としては、要員派遣にあたり、武器の使用は

第五原則の通り、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限ることとしたいが、従来の平和維持隊の武器使用の実態に鑑みれば、このような方針の下で充分に任務を遂行することが可能であると確信している旨説明した。

(2)

これに対しグールディング事務次長よ

り平和維持隊においては任務の遂行を実力で妨げられた場合にも武器の使用ができることになつてある旨の指摘があつた

が、当方より従来の平和維持隊の武器使用の実態に鑑みれば、武器の使用を要員の生命等の防護のために必要最小限のものに限ることとしても、我が国として充分任務を遂行できるものと考える旨述べた。これに対し、先方もこれを了解した。

政府統一見解

(1)

武器の使用と武力の行使の関係について

(一二一国会 九一・九・二七)

衆議院国際平和協力特別委提出)

一、一般に、憲法第九条第一項の「武力の行使」とは、我が国の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいい、法案第二四条の「武器の使用」とは、火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置をその物の本来の用法に従つて用いることをいうと解される。

二、憲法第九条第一項の「武力の行使」は、

「武器の使用」を含む実力の行使に係る概念であるが、「武器の使用」が、すべて同項の禁止する「武力の行使」に当たるとはいえない。例えば、自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防衛することは、いわば自己

この資料は法案の国会提出（九一年九月一八日）以前の国連に対してもの日本政府の説明にすぎない。また指揮権、中断など、PKO法案の問題点については何ら説明していない。

保存のための自然権的権利というべきものであるから、そのために必要な最小限の「武器の使用」は、憲法第九条第一項で禁止された「武力の行使」には当たらぬ。

(2)

「コマンド」、「指揮」及び「指図」について

一、派遣国により提供される要員は、国連平和維持活動に派遣される間も、派遣国の公務員としてこれを行うが、この間国連の「コマンド」の下に置かれる。ここでいう国連の「コマンド」とは、国連事務局が、国連平和維持活動の慣行及び国連平和維持活動に要員を提供している諸国と国連との間の最近の取極を踏まえて一九九一年五月に作成・公表した「国際連合と国際連合平和維持活動に人員及び装備を提供する国際連合加盟国との間のモデル協定案」第七項及び第八項にも反映されているとおり、派遣された要員や部隊の配置等に関する権限であり、懲戒処分等の身分に関する権限は、引き続き派遣国が有する。

二、法案第八条第二項にいう国連の「指図」は、前記一、にいう国連の「コマンド」を意味している。

我が国の国内法の用例では、一般に「指揮」又は「指揮監督」は、職務上の

上司がその下僚たる所属職員に対して職務上の命令をすること又は上級官庁が下級官庁に対ししてその所掌事務について指示又は命令することを意味しており、その違反行為に対し懲戒権等何らかの強制手段を伴うのが通例である。これに対し、前記一、にいう国連の「コマンド」は、派遺国により提供される要員がその公務員として行う職務に関して国連が行使するという性格の権限であつて、かつ、懲戒権等の強制手段を伴わない作用であり、そのような「指揮」又は「指揮監督」とは性格を異にしていることから、混乱を避けるため、法案第八条第二項においては「指揮」又は「指揮監督」ではなく、「指図」という語を用いたものである。

三、我が国から派遣された要員は、本部長が作成する実施要領に従い、我が国の指揮監督に服しつつ、国際平和協力業務を行ふこととなるが、実施要領は、「平和維持隊への参加に当たつての基本方針」（いわゆる「五原則」）を盛り込んだ法案の枠内で国連の「指図」に適合するようを作成されることになつてゐる（法案第八条第二項）ので、我が国から派遣される要員は、そのような実施要領に従い、いわゆる「五原則」と合致した形で国連の「コマンド」の下に置かれることとな

る。すなわち、国連の「コマンド」の内容は、法案の枠内で、実施要領を介して、我が国の要員によりそのとおりに実施される。

四、平成三年十一月五日の参議院国際平和協力等に関する特別委員会において、政

府側より、「我が国の公務員でございますから、そういう意味で我が国に指揮監督権があるということは、……そのとおりでございます。……行つた部隊はその組織なり配備なり行動なりについてはまさに国連のコマンドを受ける。……そこで、その間をつなぎとめますために、……：実施要領はコマンドにちゃんと服するようなふうに、……実施要領を書かなければならぬと書いてあります……」との答弁を行つたのも、前記三、の趣旨を述べたものである。

五、また、平成三年十一月十八日の衆議院国際平和協力等に関する特別委員会において、政府側より、「主権国家がどうして国連の事務総長の指揮に従うことがあるか」との答弁を行つたのは、実施要領は「指図」に適合するよう作成される旨を述べた上で、国連平和維持活動に各国から派遣された要員は、国際公務員にならぬなく、あくまで派遣国の公務員として活動を行うものであり、通例懲戒

処分等の身分に関する権限を伴うような
国内法でいう「指揮」を国連事務総長か
ら受けることはない旨を述べたものであ
る。

一二二 国会（九一年十一月六日、

参議院国際平和協力特別委提出）

（注）一～三項は衆議院国際平和協力特別
委に十一月二十日、提出された政府見解
とほぼ同じ内容であり、四～五項を新た
に追加し提出）

一九九一・一一・三（衆議院本会議）

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案・国際緊急援助隊の派遣に関する法律案

法律の一部を改正する法律案

に対する反対討論（串原義直）

私は、日本社会党・護憲共同を代表し、た
だいま議題となつております国際連合平和維
持活動等に対する協力に関する法律案並びに
国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を
改正する法律案につきまして、反対の討論を行
います。（拍手）

さて、今回の政府提出二法案は、昨年の国
際平和協力法案の審議の結果に示された国民

の意思を顧みることなく、また、自民党、公
明党、民社党の三党合意から出発しながら、
結局は「自衛隊とは別個に、国連の平和維持
活動に協力する組織をつくる」としている三
党合意とも異なった内容であり、国際平和協
力の美名に名をかりて自衛隊派遣を意図する
事実上の自衛隊派兵法案以外の何物でもなく、
憲法上、重要な問題があります。（拍手）

まず第一に、政府案は、従来の憲法第九条
に関する政府見解を踏み外すものであります。
政府は、昨年の国際平和協力法案の審議の際、
平和維持軍について、武力行使を伴うという
ことで、たとえ後方支援であっても憲法上參
加できない場合が多い、との当然とも言える
見解を示しておりました。にもかかわらず、
一年もたたぬ間にそれが根底から覆つておる
のであります。自衛隊を、平和維持軍の本体、
後方支援を区別せず、併任の形で部隊ごとPK
Oに参加させ、また、PKO以外の人道的
平和協力業務にまで自衛隊の業務として参加
させるこの政府案は、まさに、始めに自衛隊
ありきの法案であり、軍縮と国際的潮流に逆
行したものとして、平和的国際貢献という
國民多数の世論に反し、わが国に求められて
いる国際社会の期待にこたえるものとは言え
ません。

第二に、平和維持軍に参加した部隊が、參
加に当たつての合意、同意、中立の原則を満
たされない現象が生じた場合には、撤収する
ことができるとしております。しかし、その
判断はだれがするのか。危険になつたとして
日本だけ撤収することが国際的に通用するの
でございましょうか。また、その間、部隊の
応戦の可能性はないのかということについて
いまだはつきりせず、何ら歯止めになるとい
うものではありません。とりわけ業務の中
断は国連の運用原則ではなく、実際に即して
考へた場合、憲法に違反する浮力の行使に巻
き込まれかねない緊迫した状況下で、日本の
自衛隊だけが業務の中止をするのでは、他国
から参加している部隊とのあいだで混乱を生
じるのではないか。幾ら歯止めとして五原則
を法制化しても、従来の政府見解に照らして、
違憲ではないということにはなりません。

第三に、武器の使用と武力の行使について
であります。政府は、平和維持軍本隊への參
加を可能ならしめるために、武器の使用とい
う懸念を設定し、それは武力の行使とは異な
るという詭弁を弄しておるのであります。し
かし、概念的な言葉だけで武力行使の実態が
変更できるものではありません。自衛隊員の
使用する武器については、一般隊員のよう
に小型武器に限るといった制限ではなく、武器使
用といつても実際上は判断が難しく、憲法で
禁じられている武力の行使、集団的自衛権の
行使に至る可能性をぬぐい去ることはできま
せん。

せん。

第四に、平和維持軍の派遣についての国会の事前承認を不要としていることは、自民党政府もこれまで強調してきたはずの、いわゆる文民統制を排除するものと言わなければなりません。自衛隊法第七十六条、第七十八条で防衛出動や治安出動に際し、国会承認が義務づけられていますのに、海外出動の場合

は報告だけでよいというのでは、国権の最高機関である国会が、自衛隊の海外派遣について事実上何らの関与もなし得ず、政府の判断で行われてしまうことであり、シビリアンコントロールの原則すら踏みにじるものだと言えるのであります。（拍手）

第五に、わが国の自衛隊海外派遣に、中国、韓国、朝鮮民主主義人民共和国を初めアジア近隣諸国が強い懸念を表明していることあります。第二次大戦において、アジアの諸国に甚大な迷惑をかけたわが国は、これらの国々から理解と評価を得られない自衛隊の海外派遣を伴う国際貢献策は断じてるべきではないと考えます。

以上のことから明らかになりましたように、政府提出法案は、国連協力、国際貢献に名をかりた自衛隊派兵法であり、断じて容認することはできません。（拍手）

加えて、本法律案の審議に当たって、護憲派ともハト派とも言わってきた宮澤総理のリ

ーダーシップの発揮が一向に感じられないことも、極めて遺憾であります。宮澤さんは肝心なときには逃げるという評価が政界内部に定着していると言われております。そういうことであれば、国民の期待に応えられないばかりでなく、アジア近隣諸国から信頼を得る道を歩むことにならないと言わざるを得ません。

真的国際貢献は、自衛隊の派遣ではなく、非軍事、民生、文民を基調として、憲法の平和主義、国際協調主義の精神にのっとり、世界の軍縮と強調の流れに積極的に呼応し、大胆な自衛隊の削減と組織の改編を行うことにより、常設の新たな組織をつくり、それを母体として広い分野での国際貢献を、国民の理解と指示と関係国の同意のもとに行ななればなりません。（拍手）我々は、いま述べました考え方の上に立って、国際平和協力活動等に関する法律案を提出したところであります。

最後に、政府は、国連のいわゆるSOPに従つて法案を作成し、国連の了解を得たと答弁しております。しかし、了解の中身についてはまだ明確にされず、SOPについても委員会の審議に供されておりません。そのほか、審議によってさまざまな疑問点が明らかとなり、同時に、国連の言う指揮と法案の指図の考え方の間の大きなずれの露見に見られ

るよう、国連の方針と法案との間にそこがあることが明確になりました。そこで、国連に調査団を派遣する、参考人を招く、さもなくば、審議の結果明らかになった相違点を国連に問い合わせるなどの方策を講ずることが、審議を尽くすため必要とさせていたのであります。

そんな中、委員会において審議中、突如審議を打ち切り、强行採決したことは、議会制民主主義をじゅうりんし、国権の最高機関としての役割を放棄したものとのそしりを受けざるを得ないのであります。

しかるところ、各党間で協議の結果、わが党の主張を認め、特別委員会に差し戻し、二月二日、審議再開の末、採決を確認したのでありますが、厳しく指弾されるべきは政府・与党の姿勢であることを強調したいのであります。（拍手）

最近の世論調査では、国民の大多数が自衛隊の海外派遣は慎重であるべきだと考えていることが明らかになりました。我々は国民合意を図ることのできない政府案は撤回すべきであることを改めて強調し、政府提出二法案に対する反対討論を終わります。（拍手）

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案及び国際平和協力活動等に関する法律案に対する代表質問

（谷畑 孝）

私は、日本社会党・護憲共同を代表し、たゞいま政府から提案されました国連平和維持活動等に対する協力に関する法律案並びに国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案について質問をいたします。

この二法案は、戦後日本の原点、すなわち、二度と戦争への道を歩まないと誓った戦後政治の根本原理にかかる最重要法案であります。さらに言えば、東西冷戦終結後の世界の平和秩序をどのように確立するのか、人類が、今、手にしている歴史的可能性、この歴史の前進に日本が貢献するのか、あるいは後退をもたらすのか、その重大な岐路に立った法案であります。

宮澤総理、あなたは前代未聞の衆議院での強行採決を、国会のことでは政府にはかわりがないと発言されました。極めて無責任な態度であります。自民党の最高責任者は、総理、

あなたではありませんか。この法案の衆議院での審議はいま始まつばかりであります。

十分な審議を尽くすこと、そのために総裁にふさわしい指揮をとること、それをここで明言していただきたいと思います。

総理、今あなたはこの二法案を参議院に付託されました。

それでは、あなたは、一九五四年六月二日この参議院で成された「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」、

この決議を無視するのでしょうか。この決議の提案者は、自衛隊はいかなるばあいにも海外に出動しない、一度この限界を越えれば際限がない、それは太平洋戦争の経験で明白であるとはつきり述べています。武力行使の有無に係わらず、いかなる場合にも自衛隊を海外に出さないということが明確に述べられています。武力行使の有無に係わらず、いかなる場合にも自衛隊を海外に出さないといふことは、あなたは当然の決議を無視するのであります。

この決議の立場から、直ちに今提案された法案を撤回するよう要求します。

次に、私は日本が国際貢献にあたって踏まえるべき根本原理についてお伺いします。

日本の過去における侵略の歴史を顧みるならば、日本の外交政策はすべて、国民の合意るべきであります。総理、そして外務大臣、

この法案に対するアジア諸国の抗議と懸念をあなたはどのように考えておられますか。

衆議院での委員会強行採決が報ぜられたその日、フィリピンでは即座に抗議のデモが行われ、日本大使館前にピケが張られました。

韓国と中国は、自衛隊が海外に出ることについて、敏感な問題、慎重であらねばならないと再三にわたり反対の意思を表明したではありませんか。この一月三〇日、シンガポールのゴー・チエクトン首相は、日本のカンボジアでのPKO活動に言及し、日本の軍備拡大を警告しました。アジア・太平洋諸国の第二次大戦の記憶を呼び覚ましているのであります。この法案への懸念と疑惑、日本の自衛隊に対する大きな不信、それはいつたいどこに原因があると総理は理解しているのですか。

この法案審議の間に、我々はパールハーバー五十周年の日を迎えます。戦後四六年が過ぎた今日、総理、あなたは太平洋戦争について、そしてそれに先立つわが国のアジア諸国への行為が侵略行為であつたと認めますか。

さらには、その侵略行為の犠牲となつた人々への補償、償いとしての補償をどのように果たすのでしょうか。明確なお答えをいただきたいと思います。

侵略であつたことを認め、戦後補償が具体的に開始されない限り、アジア諸国の懸念は

消え去ることはないのです。それが消えない限り、日本の国際貢献の効果は半減するのではないか。

総理　あなたの戦中、戦後にわたる歴史認識を改めて問わなくてはなりません。自民党総裁選挙を前にして出版された「戦後政治の

証言」という著書の中で、あなたは警察予備隊の創設にかかわって次のように述べてあります。「それまで国内の治安は米軍と、丸腰に近い日本の警察が当たってきたのだが、第三国人の横暴などには手が出せず、そのつど米軍をわざわざしていた。このため、あるていどの装備を持った治安力がほしいと考えていた日本人は少なくなかつた」。総理、この「第三国人」とはだれのことを指すのですか。（発言するものあり）そして、この表現が差別的呼称として使われてきた歴史をご存じないのですか。今のやじは問題ありますよ。

在日韓国・朝鮮人の横暴を押さえるために警察予備隊が必要であったという認識は、余りにも悪意に満ちた偏見ではありませんか。こうした認識は、戦前、戦中、戦後を通じて韓国、朝鮮の人々を迫害し、人権抑圧した思想と全く同一のものではありませんか。こうした認識がいまだにまかりとおること自体、我々日本人がいかに過去の戦争と侵略の責任に無自覚であるかを物語っているのであります。総理、あなたの見解を伺います。

総理、今こそ国権の最高機関である国会で、戦争責任問題、戦後補償問題解決に向けた決議を行うことが必要であります。与野党一致して国会決議が実現できるよう、自民党総裁として指導力を發揮されるべきではありますか。あなたの決意をお聞かせください。

戦争責任、戦後補償責任をあいまいにしたまま武装した自衛隊を海外に出すという本法案が、アジアの諸国民に重大な懸念と脅威を与え、強い抗議を生み出すことは当然であります。

さらに、この法案はPKO協力法案などでなく、国連のPKO活動に名をかりた自衛隊海外派兵法案であることはますます明らかになっています。この法案によれば、日本のPKO活動は国連の活動とは言えません。国連の指揮によらず、日本の主権の行使として行われ、中断、撤退も政府が独自に判断をし、武器使用も政府の定める実施要領によるとしています。このように、PKO活動の多くの部分に日本の主権が留保されたこの法案は、国権の発動としての武力行使につながるのであります。これはまさに明確な憲法第九条違反であります。この法案は審議をすればするほど次々に矛盾が明らかになっていく、まさにガラス細工の法案です。

PKFは国連事務総長による統一的指揮を原則にしています。この統一的指揮がおこなわれるか否かは、PKFの成否にかかわるもつとも重要な原則であります。しかも、この統一的指揮には任務遂行上の武力行使が含まれます。国連の各種のガイドラインあるいはマニュアルの中でもこのことは明らかではありませんか。

政府は、先の国会では、国連が主宰するのだから国連の指揮のなかに入るのかとの質問に、お説のとおりと答えていたにもかかわらず、今回、国連の指揮は武力行使を含むと指摘されれば、指揮でなく指図だと答弁を変更しました。さらに、総理、あなたは主権国家が国連事務総長の指揮に従う義務はないとも答弁したではありませんか。国連の指揮下に入らないPKOが一体どこにあるのですか。この答弁はPKOの根本を搖るがるものであります。総理の見解を改めてお伺いいたします。

業務の中止はさらに矛盾を深めます。他の国の部隊が応戦をしている場合、日本の部隊だけがその持ち場を離れ、中断することが可能でしょうか。しかも、日本の部隊だけが中断したとしても、PKF部隊全体が武力行使をしているのであれば、その構成部隊である日本も一体のものとして武力行使をしたとみなされるのではないですか。総理の見解をお聞きいたします。

武器の使用について現場指揮官は、一切、

打てという命令はできないとされています。

しかし、そんな軍隊が一体どこにありますか。

武器の使用というもとも組織的行動を要求

される場合において、現場指揮官の指揮がな

いなどということは現実を離れた空論にすぎ

ません。防衛庁長官、これでは自衛隊員の生

命の安全も保障されないのではないか。

御答弁をお願いいたします。

こうした矛盾点を無理やり踏み越えるなら

ば、それは明らかに国権の発動たる武力行使

となるのではありませんか。平和憲法の枠組

みの中で国際貢献を考えるならば、社会党が

提案した法案にあるとおり、非軍事・文民・

民生を原則とするPKO協力を落ちつくるので

あります。国連のPKOの諸原則とこの法案

との間には余りにも大きなギャップがあります。

標準運用手続いわゆるSOP、訓練マニ

ュアル等の資料は法案審議に不可欠であります。

総理、あなたが国連を説得し、これらの

資料を国会に提出していただきたい。このこ

との確認をこの場でしていただきたいと思

います。

あなたは、この法案と国連のPKO原則との矛盾のすべてを、国連の了解を得ていると的一点で逃れようとしています。それならば、一体いつ、どこで、国連のだと、どういう内容で了解を得たのか、それを文書で明らかにしていただかなければなりません。我々は

立法府の一員として、国会の調査権に基づき、

国連に照会し、確認しなければなりません。

憲法の原則にかかる重大な矛盾である以上、

立法府として必要不可欠な手続であると考え

ます。総理、その事を確認できますか。ご返

答をお願いいたします。

総理、あなたは冷戦の集結を、單なる軍事

力の均衡による平和から、より永続的で安定

した各国間の合意に基づく平和を模索する好

機と評価されています。私はこの総理の考え方

には賛成いたします。冷戦後の世界が軍縮

と協調の時代であることは間違ひありません。

しかし、そうであるなら、総理、あなたはな

ぜPKOへの自衛隊派遣にこだわるのですか。

その真意は何なのでしょうか。お伺いします。

冷戦の集結は、一方で地域紛争や政治的混

乱を生み出す危険性もあるでしょう。しかし、

その解決は、あなたが言うように、軍事力に

よるのではなく合意に基づく平和でなくては

ならないのです。再びあの湾岸戦争のような

解決手段がとられてはならないのです。湾岸

戦争は二〇万人を越える死者を出しました。

また、その一日半の軍事費でPKOの一年分

の経費が貯えるのであります。油田の炎上は

地域環境を大きく傷つけました。これらの犠

牲と損害が考慮されるならば、決して武力に

よる解決を求めてはならないのであります。

国連の安全保障理事国となつた日本の総理と

して、あなたの考え方をお聞かせください。

東西冷戦後の新しい国際秩序をいかにつく

り上げるか、その中で国連のPKOをいかに

活用していくか、国連のPKO活動の在り方

が今まさに問われています。

現在、イラン、クウェート間に停戦監視団

が展開されています。このPKOは、イラク

の同意が取り消されても、国連が必要と認め

る限り駐留されます。従来のPKOとは違う

性格があるので、しかも、この停戦監視団

を派遣したアメリカは、その紛争の一方の当

事者であるクウェートと防衛協定を締結しま

した。この協定は、米軍装備のクウェートへ

の配備、緊急時の米軍出動を取り決めていま

す。この協定の締結によって、国連のPKO

が展開しているところへ米軍が割ってはいる

ことが可能になつてているのです。これは、国

連のPKO活動が明らかに戦争行為に巻き込

まることを意味するものであります。総理、

あなたの考え方をお聞かせください。

人道的国際救援活動についても、この法案

は自衛隊の部隊派遣を可能としています。そ

して、その装備には何の制約もつけていません

。国連の認める装備という制約がないので

あります。したがつて、紛争に巻き込まれる

可能性のある地域には絶対に派遣しない、武

器を持っていく必要もないことを、総理、こ

こで明言していただきたいと思います。

同時に、国際緊急援助隊派遣法の改正案についても、今、これに自衛隊を派遣することについて国民的合意があるとは考えられません。アジア諸国の認識にも厳しいものがあることは再三指摘したとおりであります。アジア各国のPKO法案についての懸念や抗議は、日本が防衛力を増強し続けながら、同時に海外派兵のこの法案を提出したことに原因があるのではないかと存じます。

現在の防衛計画の大綱は、七〇年代の国際情勢を背景に策定されたものであります。しかし、米ソが互いをパートナーと呼ぶ今日の国際情勢のもとでは、大綱そのものの抜本的見直しが必要ではありませんか。新中期防も、実施から三年後の見直しを待たずに、直ちに見直されるべきだと考えます。来年度からの防衛予算の削減を行う用意があるのかどうか、総理及び防衛庁長官に答弁をお願いします。

以上、明快なご答弁をお願いします。

次に、社会党提案の国際平和協力活動等に関する法律案について、提案者に質問をいたします。

第一に、提案の主な理由は何でしょうか。

第二に、政府法案との重要な相違点は何でしょうか。

第三に、憲法の原則に照らし妥当な内容であるかどうか、その点をお教えいただきたいと思います。

監視しかないかのように宣伝し、非軍事を内容とするPKOの余地はないかのように言っています。これについてどう反論をいたしますか。

第五に、国家承認についてどのように考え、この法案はどうのように規定していますか。

（一九国会、一九五四・六・二）

参議院本会議で採択）

○議長（長田裕二君） 谷畠君、時間が参りました。

○谷畠孝君（続） 第六に、国際平和協力機構を設置する目的及びその背景にある考え方についてお聞きいたします。

第七に、軍縮と国際協力の関係をどのように考えておられますか。

○議長（長田裕二君） 谷畠君、時間が超過しております。簡単に願います。

○谷畠孝君（続） 第八に、アジア各国の政府法案への批判をどのように受け止めていますか。戦争体験を踏まえてご答弁をお願いいたします。

以上、明快なご答弁をお願いいたします。

以上八点につき明快かつ子細なご答弁を求め、私の質問を終わります。（拍手）

この趣旨は、すでに三月八日、日米相互防衛協定調印の際に、岡崎外務大臣とアリソン米国大使との挨拶のうちに述べられていることがあります。我々は国民の名において、本院より改めてこれを確認せんと欲すものであります。

只今本院を通過成立をいたしました防衛一

自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議

（一九国会、一九五四・六・二）

参議院本会議で採択）

○鶴見祐輔君 私は、只今議題となつた自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議案について、その趣旨説明をいたさんとするものであります。

○鶴見祐輔君 私は、只今議題となつた自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議案について、その趣旨説明をいたさんとするものであります。

先ず決議案文を朗読いたします。

自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議

本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。

右決議する。（拍手）

法案は、委員長の報告によりましても、誠に重要な内容を有するものであります。先般成立いたしましたMSA協定と相まって、戦後日本に新しき方向転換を示唆するがごとき要素を含んでおるのであります。自衛隊法により生まれんとする三部隊、殊に陸上自衛隊は、その名称の如何に呼ばれましても、その数量と装備、武器に至っては、満州事件前の我が国陸軍に次第に近似するがごとき実力を備えんとしたとしております。又、その任務については、同法第三条におきまして、「直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛す」となし、その方法としては、第八十八条において、「必要な武力を行使する」と明記しております。而もこの自衛隊の数量は、米国駐留軍の漸減に応じ漸増せんとするのでありますから、戦力という文字の解釈如何にかかわらず、常識的用語としての軍隊の内容に近づきつあることは、否みがたいのであります。故に今日の程度においても、すでに憲法第九条の明文に違反するとの議論が生じております。いわんやこれが更に数量的に増加せられ、又その使用の範囲が拡大せらるるといったしますならば、我が国が再び、戦前のごとき武装國家となる危険すら全然ないとは申せないのであります。故に自衛隊出発の初めに当り、その内容と使途を慎重に検討して、我々が過去において犯したるごとき過ちを繰

返さないようにしてることは国民に対し、我々の担う厳肅なる義務であると思うのであります。

その第一は、自衛隊を飽くまでも嚴重なる憲法の枠の中に置くことであります。即ち世界に特異なる憲法を有する日本の自衛権は、世界の他の国々と異なる自衛力しか持てないということであります。

その第二は、すべての法律と制度とは、その基礎をなす国民思想と国民感情によって支えられて初めて有効であります。そして今日の日本国民感情の特色は、熾烈なる平和愛好精神であります。従来好戦国民として世界から非難をこうむつておる日本国民は、今や世界においても稀なる平和愛好国民となつておるのであります。それは日本国民が、最近九年間に実に深刻な経験をいたしたからであります。その一つは敗戦であります。これがどのように日本国民の思想に影響を与えたかは申述べる必要はありません。この悲痛な幻滅が戦争に対する日本国民の考え方を激変させたのであります。併し、日本の国民思想に深刻な影響を与えたいま一つの事実は、戦争後ににおける勝利者と敗北者の関係であります。敗戦後の日本国民は、深い反省をいたしました。そうして謙虚な気持で新しい出発をしようと思つてゐた。併し我々の期待を裏切るような出来事が國の中においても、海の外にお

いても起つたのであります。我々が戦前に抱いたと同じような考えが、再び世界に抬頭せんとすることを我々は眺めたのであります。そして我々は無条件にそういう道すれにはなりたくないと思うようになつたのであります。この二つの深刻な幻滅の結果として、日本民族の尊き体験として学びましたことは、戦争は何ものも解決しないということであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手）殊に原爆と水爆との時代において、戦争は時代錯誤であるということであります。（「そうだ、その通り」と呼ぶ者あり、拍手）この惨禍をこうむつた唯一の国民として、日本はこれを世界に向つて高唱する資格を持つておるのであります。然るに戦後九年にして、世界は再び大戦争の危険にさらされんとしておる。殊に東洋においてその危険が横たわつておるのであります。そのとき日本に自衛隊が誕生したのであります。故に我々はこの自衛隊の意義を明白に規正しておくことが特に必要であると思うのであります。思うに自衛隊は現在の世界情勢に対応するための一時的な应急手段であります。若し國際情勢が今日のことく一大陣営に分れて緊迫していなかつたならば、この程度の自衛隊をも必要としなかつた筈であります。七年前我々は、平和を愛好する諸国民の公正と信義に信頼して、みずから進んで戦争を放棄したのであります。故

に今日創設せらるんとする自衛隊は、飽くまでも日本の国内秩序を守るためにものであつて、日本の平和を守ることによつて東洋の平和維持に貢献し、かくしてより高度なる人類の大社会的組織の完成を期待しつつ一つの過渡的役割を果さんとするものであります。それは決して国際戦争に使用されるべき性質のものではありません。この日本国民の平和に対する希求は外国の指導に原因するものでもなく、又一時の流行でもありません。あの戦後の深刻なる幻滅に刺激せられて、国民の中に起つた一つの精神革命の結果であります。この九年間に我々は過去の国家至上主義の思想から解放されて、人間尊重の考え方方に転向したのであります。殊にそれは若き世代と婦人の間に力強く成熟しつつある思想であります。この個人を尊ぶという考え方は、民主主義の基底であり、それは世界平和の思想に連なるものであり、この国民感情が憲法第九条の明文と相まって、自衛隊の行動を制約すると思うのであります。然るにこの自衛隊といふ文字の解釈について、政府の答弁は区々であつて、必ずしも一致しておりません。この間、果して思想の統一があるか、疑いなきを得ないのであります。その最も顕著なるものは、海外出動可否の点であります。何ものが自衛戦争であり、何ものが侵略戦争であつたかということは、結局水掛論であつて、歴

史上判明いたしません。故に我が国のごとき憲法を有する国におきましては、これを厳格に具体的に一定しておく必要が痛切であると思ふのであります。自衛とは、我が国が不当に侵略された場合に行う正当防衛行為であつて、それは我が国土を守るという具体的な場合に限るものであります。幸い我が国は島国でありますから、国土の意味は、誠に明瞭であります。故に我が國の場合には、自衛とは海外に出動しないということでなければなりません。如何なる場合においても、一度この限界を越えると、際限もなく遠い外国に出動することになることは、先般の太平洋戦争の経験で明白であります。それは窮屈であつても、不便であつても、憲法第九条の存する限り、この制限を破つてはならないのであります。外国においては、過去の日本の形象が深く滲み込んでいるために、今日の日本の戦闘力を過大評価して、これを恐るる向きもあり、又反対に、これを利用せんとする向きも絶無であるとは申せないと思うのであります。さような場合に、条約並びに憲法の明文が拡張解釈されることは、誠に危険なことであります。故にその危険を一掃する上からいっても、

何とぞ満場の御賛同によつて、本決議案の可決せられんことを願う次第であります。
（拍手）
○國務大臣（木村篤太郎君）　只今の本院の決議に対しまして、一言、政府の所言を申上げます。
申すまでもなく自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、國の安全を保つため、直接並びに間接の侵略に對して我が國を防衛することを任務とするものであります。海外派遣というような目的は持つていないのであります。従いまして、只今の決議の趣旨は、十分これを尊重する所存であります。

（注）鶴見祐輔　戦前は拓殖局勤務、一九二八年から衆院議員二期、戦後一九五三年参院議員当選一期六年。厚生大臣を歴任。
当該決議當時、改進党所属。

一九九一・一二・四（参議院）

国際平和協力活動等に 関する法律案の趣旨説明

「国際平和協力活動等に関する法律案」について発議者を代表して、提案の趣旨、及びその内容について説明いたします。

国際情勢は今大きな転換期を迎えています。

四十数年にわたって米・ソ・二つの超大国を中心とするきびしい対立の構造がつづき、この構造が、世界各国の政治、経済、軍事、社会に大きな影響を及ぼし、いわゆる東西両陣営の冷戦構造を形成してきました。その冷戦構造が終わり、対話と協調と、軍事を基調とする時代に入り、世界は、平和のなかで共存していく、新しい国際秩序が構築されつつあります。

二十世紀の終わりに生きる我々はこの時代に動き始めた、平和への新しい潮流を更に一層推し進めて確かなものにし、二十一世紀に伝えて行く、崇高、かつ、重大な使命を担っているのではないでしようか。そのため結果すべき課題は数多くあります。

第一は、平和の創造と軍縮の実現に向けてのたゆみない努力を続けることあります。とりわけ、アジアにおける核の撤去と軍縮に向けての合意の形成、平和と安全保障のための枠組み、国際秩序の形成は、日本がさけて通る事の出来ない課題であります。そのため、わが国自身が軍縮のプランを示しながら、アジアにおけるイニシアチーブをとることであります。

第二は、南北間の格差のは是正・解消についての課題であります。

全地球上の三分の二は、経済発展途上国だと云われるなかで、どのようにして南北間の

格差を是正し、人権を保証して行くか、飢餓や貧困からの救済、難民や被災民の解決、そして自然災害からの救済、これらの諸課題は、先進国に課せられた国際的責務であります。

そして、第三は、年々広がりゆく砂漠化、熱帯雨林の消滅、大気の汚染やオゾン層の破壊など、地球的規模の環境破壊に対して、このかけがえのない地球をどう守つてゆくかという人類共通の課題に対し、世界各国はどう対処し、日本はそのなかで経済力に応じてどのような役割を果たすかということになります。

このような国際的な重要課題に対し、世界のGNPの十五%を占めるわが国がどのようにして国際的な責任を果たしていくかは、ひとり、わが国の将来だけでなく、世界の平和と安定にとっても極めて重要な課題であります。

このような諸課題に対し、「まづ、自衛隊の派遣ありき」とする政府案は、世界の潮流に逆行するだけでなく、近隣諸国の反発と危惧を招き、絶対に容認出来ないものであります。

二つ目は、すでに提案して参りましたが、発展途上国等の自立と、それらの国々の民生の安定、自然災害による被災者の救援など人道的立場に立った貢献であり、政府開発援助(ODA)のための新たな制度の確立として、ODA基本法を制定し、国際災害緊急援助について、常設の専門機関を創設するための

理念に徹し、それにふさわしい国際貢献の在り方について国民の合意を形成し、今日の時代の要請に的確に応えるべきであるとの考え方であります。その具体的な行動として、一つは、国連を中心とした平和のための努力として、国連の改組・改革を含め、国連を中心には、国連粉争の未然防止のため、国連管理の査察衛星の保持や、国連からの早期調査団の派遣、武器輸出の禁止、アジア太平洋平和保障体制の確立、核の全廃に向けた積極的行動など、平和の創造のための努力であり、また国連の平和維持活動、いわゆるPKOに対する非軍事分野での協力であります。

そして、これらの活動を効果的に推進するために、我が国として国連平和保障基金としてGNPの「〇・一%」程度を国連に拠出してはどうかと、提案するものであります。

まして衆議院における強行採決の暴挙は、議会制民主主義を破壊するのみならず、平和と民主主義を望む国民に対する重大な挑戦であり、強く抗議するものであります。

よって私達は、日本国憲法の崇高な平和の

あります。

そして三つ目は、地球環境保全に向けて、我が国として成すべき施策として、来年の地球サミットに向けた諸行動を起こすことあります。

このように人類共生の立場にたって、世界平和の創造と人道的立場に立った諸課題についての対応、そして、地球環境保全のために、わが国の憲法の志向する平和主義と、国際協調主義のもとで、全力で人的・物的そして技術的、資金協力をもって世界に貢献することがわがあるべき姿であり、いま、自衛隊を組織毎に海外に派遣しようとすることは、憲法の精神・理念からみて論外であることを、改めて協調しておきたいのであります。

ここに提案する国際平和協力活動等に関する法律案も、「非軍事、民生、文民」を基調として、積極的に協力していくこととするものであります。その内容を要約しますと、第一は、わが国が行う国際平和協力活動の基本原則と、国際平和協力活動の範囲について、非軍事・民生・文民の立場を明確にし、自衛隊の海外派遣や、武力の行使・武器の携帯やその行使は明確に否定しているものであります。第二には、自衛隊とは別個の組織として、国際連合平和維持活動、及び人道的救済活動を行うための組織として、国際平和協力機構を創設し、国

連及び国際機関からの要請に応えていこうとします。

その第三は、国際連合平和維持活動及び人道的な国際救済活動を行うために、国際平和協力隊を派遣しようとするものであります。

その第四は、平和協力の活動にあたっては当然のことながら関係国の同意、関係国への内政不干渉、紛争の処理に対しては、厳正中立の立場を堅持することあります。

その第五は、国連等から要請があつた場合、外務大臣は、平和協力活動の実施が適当と認める場合は、平和協力活動の実施計画を策定し、閣議の決定を経て国会の承認を求め、国際協力機構に対して国際平和協力隊の派遣を命ずることができます。

その第六は、外務大臣は、関係行政機関、地方公共団体、国家公安委員会に対し、国際平和協力活動に必要な技術能力等を有する職員に、実施計画に基づいてその活動に従事させれるよう要請することができるようになります。

国際平和協力活動等に関する 国際協力についての 基本的考え方（案）

一九九一・九・一八

（政策資料一九九一年一月号参照）
国際平和協力問題プロジェクト・チーム

その第七は、政府は国際連合平和維持活動、または、人道的救済活動に協力するため、適当と認めるときは、物資等の協力をを行うことができることとなつております。

その第八は、政府は国際平和協力活動が終了した時、または、物資等の協力を行った時は、その内容を国会に報告することとなつて

おります。

その第九は、国際平和協力機構の設立については、別途、法律で定めることといたしております。

以上が、わが党が提出した法律案の提出理由およびその内容の概要であります。

何卒、慎重ご審議の上、ご賛同あらんことをお願いいたします。

資料

一九九一・一二・五



新行革審「豊かなくらし部会」 第二次報告に対するコメント

日本社会党シャドーキャビネット委員会
自治・環境委員長

五十嵐 広三

単なる負担転嫁にすぎない。

さらに「都道府県連合」、「市町村連合」は、住民生活や地域経済の実態が広域化を必要とし、連合について住民意識が成熟化する中で、自発的・自主的に実現されるべきものである。それを抜きにした議論は、言葉を変えた集権的「道州制」論であり、「自治・分権」の立場からではなく、「管理・画一化」の立場によるものと言わざるをえない。

四、第一次、第二次報告における地方分権の具体的提案についてはみるべきところも多く、一極集中のは正の上からも、政府が、中央集権体制から地方分権・自治への強力な施策実現を行うことを強く要望する。

一九九一・一二・一八

一、報告にあるように、多くの国民にとって一向に「豊かになった」という実感が湧いてこない状況を是正するため、これまでの行財政システムの転換が必要であるという主張について率直に評価する。とりわけ今回の報告が、豊かな社会の実現のために、地方自治を強調していることは的確な理解である。

二、しかし、当初のいわゆる細川試案における権限委譲の推進が、各省庁の官僚の抵抗のために大幅に後退したことは、いつものことではあるが残念なことだ。いわゆるパイラット自治体制度についても、国の権限の委譲の対象が大幅に限定され、自治の自由な発想が抑えられる結果になつた。

三、また高齢社会に対応し得る地域福祉システムの整備として、保健医療、福祉に関連する権限の市町村への移管を検討・推進するとしているが、その財源対策について具体案がないのは、國の地方への

コメ市場開放阻止に 関する申し入れ



ガット・ウルグアイラウンド農業交渉は、一二月二〇日にドンケル・ガット事務局長から包括案が提示される予定だが、農産物の「例外なき関税化」やミニマムアクセス等は日本農業の基幹作物であるコメ

生産の存立にかかる極めて重大な問題として国民の間に強い不安を与えている。

わが国は、世界最大の食糧輸入国であり、食糧自給率は穀物で二〇

%、カロリー換算で四八%と先進諸国でも最低である。しかも、減反政策によって長い間コメの生産調整を行ってきており、稲作農家は大変な犠牲と努力を強いられてきている。こうしたなかで完全なコメ輸入自由化につながる農産物の「例外なき関税化」やミニマムアクセスを認めるならばわが国農業が壊滅的打撃を受けるばかりでなく、消費者に与える影響も測り知れないものがあり、経済の崩壊、国内経済・社会の不安定化によって、わが国が世界の経済・社会に効果的に貢献するうえでも大きな障害が生ずることは必至である。

政府は、消費者、生産者の合意である「コメ自給堅持」の三たびにわたる国会決議を守り、安全な食糧を安定的に確保する食糧安全保障の立場からも国民の基礎的食糧であるコメの市場開放につながる「例外なき関税化」やミニマムアクセスをあくまでも阻止し、人類共通の課題である自然・環境保全型農業の実現に全力を尽くすことを要請する。

一九九一年一二月一八日

日本社会党中央執行委員長

田 辺 誠

伊藤茂

宮沢喜一殿
内閣総理大臣

一九九一・一二・二二

談話

日本社会党副委員長・コメ市場開放阻止農業再建闘争本部長
伊藤茂

一、本日、ガットウルグアイラウンドの合意案なるペーパーがドンケル事務局長の手によって示された。知的所有権、サービス貿易、アンチダンピング等各分野にわたるものであり、各分野において多くの問題点のあるところであるがこの合意案のうち農業交渉については、各国の同意を得て作成されたものではなく、農産物の大輸出国であるアメリカとECの秘密裡の交渉結果を土台にしたものであり、極めて不公正なものであって断じて受け入れることはできない。

一、合意案は輸出国の利益のみを優先しており、農産物貿易をゆがめている最大の問題である輸出補助金について、全廃できないだけではなく、削減対象、方法も不十分なものである。

一、合意案は国境措置について、すべての非関税措置の関税化をうたっている。これは日本をはじめとする二〇カ国の主張をまったく無視したものであるだけでなく、一方的に食糧輸出国を利するもので断じて認めることはできない。

一、そもそも農産物貿易の新しい公正なルールを作るのが今回の交渉の目的であったにもかかわらず、アメリカECの秘密裡の交渉を黙認した今回の合意案が出されたことは、極めて遺憾なことであり、多くの国々を納得させることはできない。既に、いくつかの国が拒否の姿勢を明らかにしているのは当然である。この案が意味を持つとしても素案としての意味しかないものと考える。

コメの市場開放阻止・

農業再建闘争本部長

田辺誠

日本政府はこの不当な合意案を断固拒否し一月上旬のブッシュ大統領訪日に際して從来姿勢を堅持し貫くべきである。

一九九一・一二・一七

申し入れ書

皮革・革靴の関税割当（TQ）制度見直しについて、ウルグアイラウンド、ならびに日本・EC間の交渉が進められています。日本政府は責任をもって、現行の関税割当制度を維持継続するよう強く求めるものであります。

現制度は、五年前日米貿易摩擦激化の中で米国の通商法三〇一条の発動という一方的な圧力のもとで、「輸入数量規制から関税割当への移行」を余儀なくされたものであります。しかもこれが、「実害のない措置」として導入された歴史的経過を持つています。

日本の履物輸出入状況については、一九八六年以降輸入が急増して

いる一方で、輸出は極めて低調であり、履物に関する限り日本はまったく輸入国であり、少なくとも貿易摩擦問題とは関係がありません。各国の経済構造は、それぞれに歴史的特殊性をもつており、とりわけ日本の皮革・革靴産業は、その大部分が中小地場産業として成立し、その裾野に膨大な零細企業、家内工業者をかかり、同時に被差別部落の産業としての歴史的社會背景を持っています。したがってこの産業の国際競争力が極めて弱いことは周知の事実であります。

今日、国際的貿易秩序を確立することにおいても、これら中小零細企業や差別された産業に対する保護政策は、当然に留保された権利で

あります。

本年、皮革・革靴産業はすでに不況に入り、婦人靴業界もふくめて最悪の状態にあります。この年末年始にかけて、企業倒産も含め極めて深刻な事態におちいります。カーシート、家具、靴の高級品の売上げは激減しており、皮革業界全体が不況の中、さらに税関引き下げ商品が入ってくることは、産業の崩壊を意味します。

加えて、皮革・革靴業界は新規従業員の採用に苦しみ、従業員の高齢化が進んでいます。また存続に必要な適正価格維持、中小零細企業の従業員や家内工業者の低賃金、低労働条件の苦しみは厳しく辛いものであります。日本政府が皮革・革靴産業の現状をこのまま放置して、各国の関税見直しに応じていくならば、社会的格差はますますひろがり、「なし崩し的中小零細企業の倒産」「高齢化した転業のできない労働者、家内工業者やその家族の相当数の失業」が深刻な問題となります。

こうした皮革・革靴産業の構造的諸問題は、日本政府が皮革・革靴産業に対する国際的競争力育成のための何らの振興策を打ち出してこなかつたことに重大な責任のあるところであります。

私たちは本題にかかわって、日本政府に対して、次の通り緊急に要請します。

一、皮革・革靴産業が不況にある今日、将来国際競争力が付くまでの間、現行関税制度継続維持を図ること。
一、皮革・革靴産業の特殊性を重視し、国際競争力の育成についての具体的かつ効果的政策の実施をすること。
対して、労働者の海外研修、視察への参加など具体的な施策を早急に行うこと。

一九九一年一二月一七日

日本社会党政策審議会長

早川 勝

その推進にあたっては、併せて、左記の事項について留意すべきである。

皮革・革靴産業対策特別委員長

後藤 茂

記

通商産業大臣

渡部恒三 殿

一九九一・一二・一八

自衛隊の「再編・統合・縮小」等に関する申入れ

一九九一年二月一八日

以上

一、北海道における自衛隊（特に陸上自衛隊）の再編・統廃合・縮小等の計画を明らかにすること。
二、自衛隊の再編・統廃合・縮小等に伴い、関係自治体や地域経済等におよぼす影響について、「事前・事後」にわたり十分な対策を講ずること。
三、自衛隊の再編・統合・縮小計画の実施にあたっては、事前に関係の地方自治体と協議又は意志疎通を図ること。
四、自衛隊の「縮小・削減」等による隊員の処遇に万全を期すこと。

日本社会党シャドーキャビネット委員会

外交防衛委員長 上原康助

宮下創平 殿
防衛庁長官

さる一二月一二日、一三日、日本社会党シャドーキャビネットの外交防衛委員会として、①航空自衛隊北部航空方面隊第二航空團、②陸上自衛隊北部方面隊第七師団、③陸上自衛隊北部方面総監部の視察及び、陸上自衛隊駐屯地の地域代表との意見交換をする機会を得た。

これらの視察及び懇談を通して明らかになったことは、目下、防衛庁が進めていると思われる自衛隊の「再編・統合・縮小」等の計画に関係自治体、地域住民は強い関心をもつてゐることである。また、これら地域の第一線の自衛隊員の関心も否定できないものがある。

社会党は、最近の内外情勢の動向からして、日本版軍縮の推進、防衛費の抑制・削減、自衛隊の再編・統合・縮小等は、積極的に推進すべきものと思料する。



都市計画中央審議会

に対する意見書

貴審議会のご活躍に敬意を表します。

さて、貴審議会においては、まもなく「経済社会の変化を踏まえた都市計画制度のあり方について」の答申を出されると仄聞しております。こうした都市計画制度の改革問題は、ここ数年の地価の暴騰を契機として、税制、金融政策などとともに、緊急な制度改正が各方面から求められていたものであり、時宜にかなつたものと評価いたします。貴審議会の問題意識の大要については、既に八月に発表されている計画制度部会の「中間報告」において、私どもも承知をしております。こうした方向については、私どもも概ね賛意を表するところではあります、なお一部に不十分と思われる点、疑問なしとしない点がありますので、以下に私どもの考え方を表明し、貴審議会において検討していただくよう要請いたします。

記

一、「中間報告」では都市計画のための新たな手法の導入に多くの関心が払われているが、都市計画決定の手続き問題については論及が少ないようである。都市計画決定への住民参加の拡大、地方議会の関与については、都市計画の実施上からも重要な課題であり、できるだけ実現していくことが望まれる。とくに市町村の権限の確立が急務である。都市計画の事務事業のうち、国の事務とすべき事項、

地方自治体の事務とすることが適切な事項を整理して再配分するなどの工夫をしたうえで、最大限の住民参加、地方議会の関与を保証するべきである。地方自治体の都市計画事業実施財源の確保についても税源の確保など充分配慮されたい。

また、マスター・プランの作成についても住民参加及び地方議会の関与を保証すべきである。

二、地価税の導入は土地所有の有利性を減殺し、土地の所有には相応の負担が伴うとの原則を明らかにして、地価を引き下げるることを目的とするものであった。こうした導入の経過からして、安易に容積率を引き上げて地価税導入の効果を減殺することは慎むべきである。

三、用途地域の細分化については大都市部等の要請に沿つたものであり、評価するが、地方圏においては用途地域の指定のないわゆる「白地地域」の土地利用実態を工夫されたい。

四、ダウンゾーニング制度（容積率の凍結と引上げ）は、より良好で計画的な都市を造るうえで有効な手段である。ただし、容積率の凍結を建設大臣の権限としているのは疑問であり、自治体の権限とすべきである。また、現状においても容積率の使用率が極めて低くなっているのは、道路等社会資本の整備水準が極めて低くなっているためであることを踏まえ、安易な容積率の割増しは認めるべきではなく、認める場合も都心における優良な住宅の付置などの場合に限るべきである。

容積率の移転制度は、現状においては導入すべきではなく、導入するとしても歴史的建築物の保存など、特別な目的に限定すべきである。

五、マスター・プランを土地基本法の理念を実現するにふさわしい、都市計画を築く権威ある長期計画とすることが望まれる。このため、都市計画指定区域だけでなく、都道府県による広域的調整を図りつつ、当該自治体の全域の土地利用を包摂した計画とし、市民の認知

を得られるものとすべきである。

また、マスター・プランは高齢化社会を展望した、地域住民のライフステージに対応したものとすることが望まれる。

六、地区計画制度を推進するため、「計画なれば開発なし」の原則の下に、建築確認制度の見直しなどを含めて法制度改革の検討を要望したい。

一九九一年一二月一三日

日本社会党政策審議会
会長 早川 勝
建設部会長 青木 薪次

都市計画中央審議会会长

鶴海 良一郎 殿

一九九一・一二・一〇

都市計画中央審議会 答申に対する談話

日本社会党政策審議会
会長 早川 勝

一、今回の答申は、ここ数年の異常な地価の高騰を許したことへの反省から、税制、金融とともに土地利用規制の改革を進めるべく要請されていたものであるが、課題として「適正な地価水準の実現への

寄与」をあげているだけで、具体的な提案に乏しい。地価高騰を防止するための厳格な土地利用規制など具体的な仕組みについて不十分なまま、不動産融資の総量規制が撤廃されようとしているいまこそ、地価高騰の再発を防止するための都市計画制度の改革は極めて重要な課題である。次期通常国会への政府案提出にあたっては、過度の「土地の有効・高度利用」を防止するための具体的な施策等について、検討をするよう求めたい。

二、わが党が主張していた都市計画決定手続における住民参加の機会の拡大、地方議会の関与及び地方自治体の権限の拡充については、誘導容積制度における建設大臣の権限を見直すなど評価できる点もある反面、依然として具体的な内容に乏しい。市町村による都市計画のマスター・プランの創設は、制度の目的があいまいであり、さらに審議を深めていくべきであった。少なくとも、大都市圏の都市計画について国の許可を要するとしている事項は、真に国の利害に重大な関係があるものに限定し、他の地域と同程度に国の関与を制限するなど、地方への権限委譲を積極的に進めるべきである。

三、用途規制の詳細化にあたって、新たな用途地域を創設するとともに、許容される建築物の種類を列挙した用途規制を可能な限り活用するという提案は、高く評価できるものである。ただし、答申は、規制が最も厳しい第一種居住専用地域ですら、アパート等と戸建て住宅が混在し地価高騰や住環境の悪化を招いている実態を放置したまま、マンション等の専用地域の創設のみが提案されている。戸建て住宅の専用地域の創設も、同様に提案されてしかるべきである。

四、誘導容積制度（容積率の凍結と引上げ）の創設は、高く評価できるものであるが、道路等の社会資本の整備水準が極めて低いにもかかわらず現に過大な容積が指定されている現状を踏まえたうえで、広く実施すべきである。特に、道路などの公共施設が整備されても狭小宅地が密集しているなど、土地の有効・高度利用の条件が

整っていない場合は、実施できるようにすべきである。また、住宅

供給の促進策として容積率の割増しを行う場合は、住宅の事務所へ

の違法な転用が多く行われている実態に鑑み、確実な防止策について十分な検討が必要である。

五、答申では、用途地域の指定のない地域における地区計画制度の活用が提案されているが、これは、先にわが党が示した意見に沿ったものであり、高く評価する。しかし、市街化調整区域における開発許可制度の充実策は「運用の適正化」しかなく、極めて不十分である。また、リゾート・マンションなどによる日照障害等は、都市計画区域外においても問題となっているはずである。「計画なきところに開発なし」の原則を、より徹底させ、都市計画区域の指定要件等を見直し、開発許可制度を拡充するなどの施策が必要である。また、用途地域の指定のない地域において許容されている容積率等は過大であり、適切な規制が必要である。

六、また、答申では「高齢者等に対する福祉の観点に立った都市整備や、うるおい、景観への配慮の要請もより強まる」といった分析のみに終始して、具体的な提案のない課題が残されている。わが党は、これらの問題についても、今後、検討を進め、次期通常国会において都市計画法等の改正案を提出し、地価の高騰を防止するとともに、よりよい都市づくりのための制度改革に全力をあげる決意である。

この「新農業プラン」は、中央から一方的に押しつけられる「霞が関農政」にかかり、農業生産に携わる人、食糧を消費する人、関連する各階層の人達それぞれの意見を反映し、地域の創意工夫あるいはとした地域農業、いわゆる「あぜ道農政」を確立することを目的に作成したものであり、「水田の有効利用」「畜産の振興」「中山間地域の活性化」の三課題結合による農業再建の道すじを示したものである。

「地域農業振興法案」「中山間地域農業振興特別措置に関する法律案」「青年農業者就農助成に関する法律案」について

日本社会党



一九九二・一・一

さらに一九九一年三月には「自立・共生・革新の地域農業振興対策」

を発表した。これは、「新農業プラン」に基づき、中山間地域対策を中心にして「農業の再生と復権、生産者と消費者の共生、地域資源の積極的活用による環境保全型地域農業への革新」を目標にして作成したものである。

したがって、地域資源を活用し、環境保全型家族農業を主体とした地域農業振興対策は、戦後農政の企みが象徴的に集中している中山間地域対策を重点に進めることである。

農山村地域が、①都市的地域、②平地農業地域、③山間農業地域（農水省・農業地域類型）の地帯区分にわけられるなかで、過疎化、

高齢化、社会資本整備のおくれ、雇用機会の不足などによって地域社会の存立すら危ぶまれ、地域の活力が低下してきている農山村、山村の振興対策は緊急課題といえよう。

全国で五〇%を越す中山間地域市町村の地域農林業・地域経済の活性化対策を明確化することによって、生産、雇用、社会的条件の比較的恵まれている近郊、平坦農村の振興対策への道筋も明らかになる。いわゆる川上（中山間地域）の崩壊を防ぐことによって将棋倒し的な川下（平坦地）の崩壊を防ぐことが重要である。

これらの諸課題の解決に向けわが党は、「地域農業振興法案」「中山間地域農業振興特別措置に関する法律案」「青年農業者就農助成に関する法律案」の三法案の立法化に着手した。この三法案は次期通常国会に提出の予定のあるが、以下は立法化にあたっての基本的な考え方である。

・ 地域農業振興法案

この法律案は地域の創意に基づき、自主的、創造的に策定された地域農業振興計画を国が積極的に支援することを義務づけた「計画法」的な性格を持っている。したがって、①「地域農業」とは生産、加工、流通、消費を含み、計画立案にあたっては観光施設、伝統文化の維持

まで含む広い範囲を対象としている。②地域農業振興計画の作成、認定にあたっては市町村振興会の議が基本計画を立案し、都道府県振興会議が調整、助言を行い、県の報告に基づいて国の振興会議が決定する積み上げ方式を取り、市町村計画を尊重するよう定めている。③必要な財政措置として関係省庁予算を統合し、市町村に一括配分し市町村の自主的な事業を効率的に実行できるよう支援することを義務づけており、そのため関係法政令の調整を行うことにしている。

・ 中山間地域農業振興特別措置に関する法律案

この法律案は中山間地域対策として事業法的な性格とともに、ECなどで実施している環境保全のための所得補給金制度をとりいれ、中山間地域の振興、農山村地域社会の活性化をはかることをねらいとし、五年一期、二期一〇年の时限立法である。その特徴は①対象地域としては過疎法、山村振興法、離島振興法等の適用市町村を越え、経済的・社会的諸条件に恵まれない地域もカバーする。②国土保全、自然環境維持、農林業の継続および水質維持、低肥料、低農薬農業推進のため一定額の所得補給金を交付する。③特別計画に基づく中山間地域対象事業として、市町村内で集落、グループ、生産単位等が行う多様な事業に対して助成金を交付するとともに、地域内の労働力、資源を積極的に活用し、所得向上に結びつくものとする。④この特別計画の承認にあたっては、市町村計画を農水大臣に提出し、農水大臣は自治大臣等関係大臣と協議のうえ決定する。この間、都道府県は必要な助言、調整を行い、事業が円滑に行えるようにする。

・ 青年農業者就農助成に関する法律案

この法律は、過疎化、高齢化のなかで農業後継者もなく新規学卒就農者はわずか一八〇〇人というような事態を迎えるなか、基本的には若い人達に魅力ある農業作りの展望を示しつつ、青年就農助成制度の

確立により一人のでも多くの青年就農者を確保しようというものである。その特徴は①一八歳以上四〇歳までの青年男女を対象に市町村長の推薦を受けたもので、最低一〇年間農業に従事することを条件とする。②市町村長の推薦を受けた青年農業者が農業経営者として必要な農業技術、知識、経営能力を習得するため選択性により二年間程度の研修を行う。この間、必要な費用の助成を行う。③研修を終え就農する場合に就農準備金、農業設備資金を支給または無利子で貸し付け、さらに経営安定のため円滑化資金も貸し付ける。また、非農業者が就農する場合、設備資金に加え、生活基盤確保のための交付金を交付する。④都会で働き農村に帰り就農しようとするUターン就農者に対する就農援助金を融資する。

一九九二・一月

地域農業振興法案大綱（案）

日本社会党

食糧政策推進プロジェクト

第一、目的

この法律は、地域諸資源の積極的な活用による地域農業の振興をとおして自然環境、国土の保全、水資源のかん養、農村社会の生活環境整備など定住条件づくりのため、地域の相違にもとづき、自主的、創造的に策定された地域農業振興計画及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し、国の積極的支援を義務づけ、必要な措置を講ずることにより農村地域の経済力の培養、住民の生活向上、国民経済の発展に寄与することを目的とする。

この法律に基づく地域農業振興市町村の認定と地域農業振興計画の推進にあたっては、当該市町村の自主性、創造性を尊重し、国土资源の合理的な活用の見地から地域の諸資源を積極的に活用し、地域農業振興を通じて自然環境、国土の保全、安全な食糧の安定的供給等農林業の公益的機能を十分に發揮させ、併せて流通改善、地場産業の育成、農村の生活環境の整備等により所得確保、雇用機会の増大、定住条件の改善等をはかり、生産者、消費者の相互理解のもとでの地域経済活性化に資するものとし、地域農業に関する財政支援その他地域農業振興に関する施策を計画的に推進することを旨として行うものとする。

第三、定義

この法律において「地域農業」とは、

1. 生産、加工、流通、消費など農業に係わる総合的課題に対応することを基本とし、農村社会、生活環境整備、地域資源活用による健全な観光施設、伝統文化の維持等農業・農村活性化に資するものをいう。
2. また、「地域」とは地形、環境条件、行政区域、営農状態等をもとに勘案し、地域農業振興計画が円滑に行われる区域をいう。
3. 1、2についての範囲は本法の政令で定めるものとする。

第四、地域農業振興市町村の認定

当該農業地域において地域経済活性化のため、地域農業を振興しようとする市町村は都道府県と協議し、地域農業振興会議に諮り地域農業振興計画を作成し、都道府県を通して農林水産大臣に報告し、認定を受けなければならない。

第五、地域農業振興計画の作成等

第一、地域農業振興の原則

会議に諮り次の事項による地域農業振興計画を策定する。

(1) 農業振興と農地の利用計画

① 地域における作目とその生産目標

② 農地利用と地域複合経営、環境保全型農業等経営計画、生産組織の設立、担い手の育成

③ 生産基盤の整備、農業用諸施設の整備と利用管理

④ 加工、流通、サービス、観光等地場産業の育成と都市消費者との交流、雇用機会の創設

(2) 農村地域整備計画

① 集落道、集落排水施設等生活環境基盤の整備計画

② 集落土地利用計画の作成による居住地、農用地、公共用地の区分

③ 水利用計画、農業用水路整備計画

(3) この地域農業振興計画は五年を一期とする長期計画とし、これにもとづいて年度別計画を定めるものとする。

2. 市町村は地域農業振興会議の議を経て作成した地域農業振興計画は都道府県に報告しなければならない。

3. 都道府県は、市町村から受けた地域農業振興計画の報告に基づき、都道府県農業振興計画会議に諮り助言・調整すると共に広域的計画

を含め都道府県農業振興計画を策定し農林水産大臣に報告しなければならない。

4. 農林水産大臣は、都道府県から報告を受けた市町村の地域農業振興計画及び都道府県農業振興会議報告を国への農業振興会議に諮るとともに、関係行政機関の長と協議して地域農業振興市町村を認定し、閣議決定しなければならない。

5. 地域農業振興計画の変更（略）

第六、地域農業振興会議の設置と条件

1. 地域の創意を生かし、自主的、自律的地域農業振興計画の策定とその円滑な実施運営を図るため、市町村、都道府県、国の段階にそれぞれ地域農業振興会議を設置する。

(1) 市町村農業振興会議

市町村に設置される地域農業振興会議（以下振興会議）は生産者、消費者、市町村行政当局、農協、農業委員会、農業改良普及所、生産組織、加工業等諸機関、諸組織の代表をもって構成し、市町村長が委嘱するものとする。運営は別に定めるものとする。

(2) 都道府県振興会議

都道府県に設置される振興会議は市町村振興会議、自治体、農業・農民団体、市民・消費者団体、加工業界等諸組織の代表をもつて構成し都道府県知事が委嘱するものとする。運営は別に定めるものとする。

(3) 国の振興会議

国に設置される振興会議は都道府県振興会議、農業・農民団体、市民・消費者団体、学識経験者等をもつて構成し、農林水産大臣が委嘱し運営は別に定めるものとする。

第七、国および都道府県の援助・義務

1. 国および都道府県は地域農業振興のため事業実施に必要な調査を行わなければならない。

2. 国および都道府県は市町村の地域農業振興計画の作成および事業等目的達成のための助言・調整を行わなければならない。

3. 都道府県は市町村の行う地域農業振興計画に基づく事業を行う場合、政令の定めるところにより必要な財政措置を講じなければならない。

4. 国は、市町村が行う地域農業振興計画に基づく事業を推進する場合、次のような必要な財政措置を講じなければならない。

(1) 国は、市町村が地域農業振興計画を効率的に推進するため、振興計画に基づく事業費は実施市町村に一括して配分し、自主的な事業実施を支援しなければならない。

(2) 国は、事業実施に必要な関係省庁予算を整理統合して配分し、事業の効率化を図ると共に、事業費の拡大に努めなければならない。

(3) 国は、事業実施に必要な関係法令を調整し、補助融資枠の拡大、利子補給等に努めるとともに、緊急かつ必要な立法（中山間地域農業振興特別措置法、青年農業者就農助成法、新土地改良法、負債整理法等）を行い、地域農業振興計画の目的を達成するよう努めなければならない。

一九九二・一月

中山間地域農業振興特別措置に 関する法律大綱（案）

日本社会党
食糧政策推進プロジェクト

第一、目的

この法律は、中山間地域がこれまでその特性を生かして多様な農林産物の供給をはじめ国土・自然環境の保全・保養・レクリエーション・文化・教育の場の提供等、国民経済の発展ならびに国民生活の向上に重要な公益的機能を果たしているにもかかわらず、今日では農用地、森林の荒廃、人口の減少、高齢化の進行、若者の離村等、地域社会の活力は著しく低下し、集落の存続が危ぶまれる実情にあることに鑑み、特別措置として中山間地域の振興および農山村地域社会の維持に関し、必要な事業と助成措置を講ずることを目的とする。

第二、定義

この法律において「中山間地域」とは、地形的にまとまつた平坦な農地が少なく、傾斜地と森林の多い地域で、経済的には農林業を基幹産業とし、過疎化・高齢化の振興に伴い地域の活力が著しく低下し、経済的・社会的・文化的諸条件に恵まれない地域で政令で定める要件に該当するものをいう。

第三、中山間地域内の特定する集落に居住する農業者への所得補給金の交付

1. 国は、水資源かん養・砂防・防災等、国土保全・自然環境の維持および農山村地域社会の維持発展のため別に定める中山間地域内集落に居住する農業者（法人も含む）に対し、農林業の継続を可能ならしむるため所得補給金を交付しなければならない。
2. 国は、上水道水源地域における水質維持を図るため、低肥料・低農薬農業を営む農業者（法人も含む）に対し、所得補給金を交付しなければならない。
3. 前項の地域内集落ならびに交付金の額は別に定める。

第四、中山間地域農業振興特別措置対象事業等

中山間地域における農林業の振興を通して国土・自然環境の保全、農山村地域社会の維持発展、経済力の培養、住民福祉の向上を図ることを旨とし、中山間地域農業振興特別計画（以下「特別計画」という）に基づき次の事業に対し必要な助成を行う。
1. 田、畑、水、森林等中山間地域の資源と自然環境を生かし、安全で特色のある高品質・高付加価値の多様な農林産物の生産ならびに供給を図る事業
2. 農水産物の地場加工、流通の円滑化、情報サービス等に関する事

業

3. 農用地の保全、開発・整備、傾斜地・棚田・農道の整備等、農業生産基盤の整備に関する事業
4. 耕作放棄農用地の保全・活用、ならびに遊休農家屋等の保全・活用に関する事業
5. 農林業担い手の育成・確保、地域リーダーの確保等人材確保・育成に関する事業
6. 女性、高齢者による生産活動助長に関する事業
7. 農地の有効利用、酪農の振興、地域複合経営の推進に関する事業
8. 農林業生産の集団化、法人化等の促進に関する事業
9. 環境保全型農業（有機低農薬農業等）推進に関する事業
10. 水資源のかん養、砂防設備、保安林、地すべり防止等国土保全に関する事業
11. 道路、上下水道、教育・厚生・文化・医療・福祉に関する施設設備事業、および自然環境に配慮した総合保養地整備、都市と農村の交流促進に関する事業、その他定住条件の整備に関する事業
12. 前項のほか、特に市町村長が都道府県知事と協議し認めた事項

第五、中山間地域農業振興特別計画

1. 農林水産大臣は、第二に基づく中山間地域に該当する市町村及び総理府令で定めた旧市町村の区域を公示しなければならない。
2. 市町村長は、当該区域内での事業を実施しようとする場合、別に定める地域農業振興法に基づく地域農業振興会議で策定した「特別計画」を都道府県知事を通して農林水産大臣に提出しなければならない。
3. 都道府県知事は市町村長から提出された「特別計画」をもとに助言・調整を行うことができる。
4. 農林水産大臣は、都道府県知事を通じて提出された「特別計画」

を承認するにあたって自治大臣、国土庁長官と協議し、必要な措置を講じなければならない。

5. 「特別計画」は、五年を一期とし二期十年とする。基本計画は五年間とし、これに基づいて年度別計画を策定する。ただし、必要に応じて延長することができる。

6. 「特別計画」に基づいて行う特別事業は、当該地域内労働力および地域内資源の活用に重点をおき所得向上に結びつくように措置しなければならない。

第六、中山間地域農業振興特別計画に基づく事業に対する国の助成
国は、「特別計画」に基づく事業が円滑に実施されるよう関係地方公共団体の財政事情等について配慮し、助成その地財政金融上並びに税制上の必要な措置を講じなければならない。

第七、中山間地域農業振興特別計画に基づく事業に対する地方公共団体の助成

1. 地方公共団体は、「特別計画」に基づいて行う事業に対し補助、出資その他の助成をすることができる。
2. 地方公共団体の助成を行う場合は地方交付税、地方債に特別の配慮をするものとする。

第八、調査

- 農林水産省は、「特別計画」の承認、振興に関する具体的方針の勧告等のため必要な調査を行わなければならない。
1. 中山間地域および市町村について
 - 「農業地域類型別基準指標」（農水省）および市町村一覧表（別紙）

農業地域類形別基準指標

農業地域類型	第一次分類			第二次分類		
	基	準	指	基	準	指
中間農業地域	○ 「山間農業地域」以外の市町村 耕地率が二〇%以上で、「都市的地域」及び 「平地農業地域」以外の市町村	耕地率が二〇%未満で、「都市的地域」及び 「平地農業地域」以外の市町村	七〇%以上	水田率	三〇%～七〇%	七〇%以上
山間農業地域	○ 町村 林野率八〇%以上かつ耕地率一〇%未満の市	水田率	三〇%未満	水田率	七〇%以上	七〇%以上

農業地域類型別市町村数

山間農業地域	第一次分類			第二次分類		
	水田型	田畑型	畠地型	水田型	田畑型	畠地型
中間農業地域	一、〇五五	四一五	四〇〇	水田率 三〇%～七〇%	水田率 七〇%以上	水田率 七〇%以上
七三八	二四五	三一九	一七四	水田率 三〇%未満	水田率 三〇%～七〇%	水田率 七〇%以上

二、中山間地域の特定する集落について

- ① 中山間地域内の集落の指定に当たっては、人口減少率、高齢者比率、水田等農用地面積、林野面積等集落（大字単位）の実勢を明示できる構成要素を参考に当該市町村長が当該都道府県知事と協議の上、決定するものとする。

要素	基準
人口減少率	一九六〇年（昭和三五年）を基準とし、一九九〇年（平成一年）国勢調査による人口が四〇%以上減少している集落
高齢者比率	一九九〇年（平成二年）国勢調査による高齢者比率二〇%以上の集落
耕地面積比率	当該集落全体の面積に対し一〇%未満の集落
林野面積比率	当該集落全体の面積に対し一〇%以上を占める集落

三、農業者に対する所得補給金の支給基準

種目	支給基準
第三の一項 国土保全・自然環境維持、農業継続	
第三の二項 水質維持、低肥料・低農薬農業	耕作面積 一〇aあたり一萬円



一九九二・一月

青年農業者就農助成に

関する法律大綱（案）

日本社会党

農業・食糧政策推進プロジェクト

第一、目的

この法律は、現在、日本農業が直面している高齢化、過疎化、後継者難で耕作放棄地が続出し、農業・農村の維持が危ぶまれるなかで、農業の後継者づくり、青年（女性）の定着化、農業法人への参加、地域リーダーの確保等の促進を旨とし、新規就農者、新規参入者、離職転入就農者など貴重な人材を一人でも多く農業経営者（担い手）として育成・確保し、農山村に定住して農業の振興、農山村の維持・活性化を図るために行う就農助成である。

第二、定義

この法律において「青年農業就農助成」とは、将来、自ら農業経営を営む者又は農業法人等への参加など地域リーダーになろうとする者で、就農経験の活用、農業経営能力の養成、研修等就農に必要な要件の確保、就農助成金の交付、経営資金の貸付、低利の融資等政策上の優遇措置を行う者である。

第三、青年農業者

1. この法律において「青年（女性）農業者」とは、一八歳以上四〇歳までの青年（女性）で将来、農業経営者または農業法人等へ参加し農山村に定住し、農業の振興、農山村の維持活性化に意欲を持つ

者で市町村長の推薦を受けた者をいう。

2. 青年農業者は、この法律に基づいて就農助成を受けるに当たっては、最低一〇年間、農業に従事しなければならない。

第四、国の助成

農林水産大臣は、この法律の定めるところにより左の各号の助成を行ふものとする。

1. 就農助成金の交付
2. 農業設備等資金の融資
3. 農業経営円滑化資金の融資
4. 農業経営、技術研修等の助成
5. 離職転入就農援助資金の融資

第五、申請・承認等

1. 都道府県知事は、農林水産大臣の定めることにより、市町村長と協議し青年農業者就農助成を希望する青年農業者を選考の上、農林水産大臣に申請し承認を受けなければならない。

2. 農林水産大臣は、申請書を審査の上、都道府県知事を通じ市町村長に対し承認通知を行わなければならない。

3. 青年農業者就農助成を受けようとする青年農業者は次の要件を満たすものでなければならない。

(1) 農業就農経験三ヶ月以上のもので市町村長の推薦、農林水産大臣の承認を受けた者。

(2) 農山村に定住し、市町村の協力、支援を受け一定期間技術、経営を習得しながら農業に意欲を持つもので市町村長の推薦、農林

水産大臣の承認を受けた者。

(3) 市町村長の推薦、農林水産大臣の承認を受けた者で、経営・技術の習得、向上のため本人の希望により別に定める研修を終了し

た者。

4. (1)(2)(3)の者で就農時、又は教育、研修終了後、就農助成申請を行うにあたっては、農林水産大臣の定めるところにより市町村の協力により、当面の當農概要若しくは當農計画を提出しなければならない。

第六、農業経営・技術研修等の助成

1. 青年農業者が経営・技術の習得、向上のため、本人の希望する研修を受ける場合、公共の研修施設において一～二年の研修と農家等の留学研修を受けられるものとする。費用の一部又は全部を国で負担する。
2. 県及び市町村は青年農業者の経営・技術の習得、向上をはかるため、農業改良普及員、農協當農指導員、指導農業士等の協力により研修、指導、相談に当たらなければならない。

第七、就農助成金の交付

1. 青年農業者が新規就農、農家参入又は農業法人等に参加する場合、農林水産大臣の定めるところにより一定額の就農助成金を交付する。
2. 青年農業者が新規参入する場合、農林水産大臣の定めるところにより一定額の生活資金等を交付する。
3. この就農助成金の交付は新規就農者又は農家参入者にあっては就農時のみ交付とし、新規参入者にあっては二年間の交付とする。

第八、農業設備等資金

1. この法律において、農業設備等資金とは、青年農業者が就農の際に必要とする農業経営の基盤づくり資金をいい、農林水産大臣の定めるところにより就農時に貸し付けるものとする。
2. 収支は、貸付完了後四〇年以内（据置き一〇年）とし、無利子と

する。

第九、農業経営円滑化資金

1. この法律において、農業経営円滑化資金とは、就農後の農業経営を行つたための資金助成であり、就農後二年を経過して貸し付ける。
2. 収支は貸付完了後一〇年以内（据置き三年）とし、利子は年率三%以内とする。

第十、助成金の限度

この法律に基づく助成金の青年農業者ごとの限度額は、その種類ごとに農林水産大臣が定める。

第十一、債務の保証等

1. 都道府県知事は、青年農業者が受けた就農助成金を除く債務については農業信用保険法に基づく農業信用基金協会で保証しなければならない。
2. 都道府県知事、市町村長は前項の債務保証に要する保険料について特別の配慮を行わなければならない。

第十二、調査

- 農林水産大臣は、青年農業者の選定、教育研修に関する計画・実施についての承認、助成金の有効活用、當農状況等この就農助成制度の円滑・適正な運営を図るため必要な調査を行わなければならない。

第十三、県及び市町村の援助

- 県及び市町村は第六、第七の他に、地域農業振興法によつて設置される地域農業振興協議会に諮り、青年農業者の就農の円滑化のため農

用地のあっせん、住宅の供給等定住化のために特段の措置を講じなければならない。

かなければならぬという二重の課題をかかえている。われわれは、こうした認識にたって、質的な改善をとくに重視しつつ老人福祉施設のあり方を早急に見直すべきであると考える。

第十四、離職転入就農者の就農援助資金に関する特例措置

1. この法律において就農援助資金に関する特例措置とは青年農業者就農助成法で定める年齢制限四〇歳を越えた離職転入就農者を対象に特例措置として市町村長の推薦により就農援助資金の融資を受けられるものであり、就農時に融資を行う。
2. 返済は融資後二〇年以内（据置き五年）とし利子は年率三%以内とする。
3. この制度の適用にあたっては年齢の上限は設けない。
4. 融資の債務保証にあたっては、第十一に準じて行うものとする。

一九九一・一・一

地域に開かれた施設で

個別のケアの確立を

—居住性を高める空間と扱い手を充実しよう—

日本社会党シャドーキャビネット委員会

総合福祉委員会

老人介護および看護に関する施設には、特別養護老人ホームなどの福祉施設、ショートステイやデイサービス等の在宅介護を支援する施設、あるいは老人病院、老人保健施設などの医療保健に関連する施設がある。わが国において、これらの施設を改善するに際しては、施設数を増やしていくという量的な整備の側面とあわせて、在宅ケアとの連携をどうするかを含めて施設の質的なあり方を同時に解決していく

一、地域性に応じた施設機能の見直し

われわれは施設の機能を次のように転換すべきであると考える。

- (1) 生活の場としての施設—老人福祉施設の多くがいわゆる収容型になっている状態を改め、施設をもうひとつの生活する場として考え、それにふさわしい居住性を高めることによって、施設を利用するお年寄りが地域社会のなかで生活している普通の人々とできるだけ近い状態で生活できるようにしていくことが大切である。そうすることによって、お年寄りが施設の中の生活においても、自分のことは自分で決定し（自己決定権）かつそれまでの日常生活との継続性が尊重されるようにする。

(2) 地域ケアの拠点として施設ケア—公的に支えられた在宅ケアが今後の老人介護の基本である。施設ケアの基本的機能は在宅ケアをバックアップすることにある。施設が食事、入浴、買物などの生活支援サービスをコーディネート（調整）する役割を充実させる。このために、中学校区単位もしくは小学校区単位で施設を整備拡充し、誰もが必要な時に身近に利用できるようにする。

二、自立性と自尊をはぐくむ「個室化」の促進

施設が生活の場にふさわしくなるには利用者のそれまでの生活の週間や様式が継続されることが前提である。この継続性を保障するにはプライバシーが尊重される「個室化」が重要な条件である。にもかかわらず、わが国の老人福祉施設は四人部屋が大半を占めている。例えば、特別養護老人ホームの場合三人部屋以上が全体の八割を占め、個室は六%を占めているにすぎない。しかも、この個室も定員の二割の

範囲以内に限定されしかも痴呆性老人等の隔離保護のために例外的に認められているにすぎない。われわれが主張する「個室化」は隔離のためにつくるのではなく、利用者が自分の生活空間を持ち、自立性と自尊をはぐくむことを重視するためのものである。実際に「個室化」にたいするニーズは高い。東京都社会福祉協議会の調査（一九九一年六月）によれば都民の約八割が特別養護老人ホームの個室化を望んでいる。

特別養護老人ホームの「個室化」を促進するために

- (1) 九二年度の新規建設の分から「個室化」を進め、既存の施設についても二〇〇〇年まで順次「個室化」を進める。
- (2) 複数部屋を希望する居住者のために一定割合（二割程度）の複数部屋を残すこととし選択肢を広げる。
- (3) 個室化を促進するために現在の設備基準、職員配置基準、措置費・設置費を適正に改定する。
- (4) 現在の諸基準を前提にして、二〇〇〇年までに政府のゴールドプラン整備目標である二四万床の八割を個室化した場合の国庫負担の概算増額分は五百億円である。

三、多様な施設の整備と選択の幅の拡大

今後の施設に対する量的ニーズは住宅の質と在宅サービスの整備度にかかっている。わが国の劣悪な住宅の条件が解消されない上に、ホームヘルプ事業の質量面での不十分さ、要介護者の増加や老人性痴呆疾患者の増加、さらに、より重要なことは、ショートステイ、デイサービスなどの在宅介護支援関連施設に対する高いニーズ等を勘案すれば、施設サービスに対するニーズは政府の「ゴールドプラン」がめざす整備目標数では不足することは明らかである。

- (1) ニーズに応える水準の確保——特別養護老人ホームや老人保健施設、ケアハウス等については整備目標数を上回る数を設定すること

とし、とくに、高いニーズのあるショートステイやデイサービスについては「ゴールドプラン」の整備目標数のせめて二倍の水準を実現することが不可欠である。

(2) 複合・合築化の推進——地価上昇により福祉施設の建設が困難になっている都市部においては、公有地の優先的利用、地価税収入の活用、自治体の先買い権の確立等の措置をすすめることと並行して、他の公共施設との複合化・合築化をすすめる。複合化と合築化は単なる用地難対策だけにとどまらず、保育所や学校などとの併設は各世代にとって福祉についての生きた相互学習の機会を与える。

- (3) ケア付きの住宅の整備促進——住宅・施設について、高齢者や障害者が起居・移動しやすく、したがって介護や生活リハビリテーションが容易になるように改善することが大切である。そのための重要な施策として現在建て替え時期に当たっている公共住宅の一階はすべてケア付き住宅化するとともに高齢者や障害者が優先入居できるようになる。
- (4) リハビリテーションセンターの確立——入所でも通所でも利用できる中学校区もしくは小学校区単位でのリハビリテーションセンターを充実させる。老人保健施設、特別擁護老人ホーム、デイサービスセンターにリハビリテーション機能を併設したり、あるいは自治体でさまざまな実施に移されている福祉コミュニティセンター等を活用する。あわせて、在宅の老人を対象にして福祉機器を貸し出す補助器具センターを設ける。

四、職員配置基準の見直し

- (1) 特別養護老人ホームの場合寮母、看護婦、生活指導員等の直接処遇職員は利用者四・一人に一人、老人保健施設については看護・介護職員は同じく三・六人に対して一人の配置が標準となっている。この低い標準のために施設職員は休日さえ取れずかれらの離職率は高い。

同時に、利用者が必要とするサービスも提供できていない。こうした

状態を改善するためには職員配置基準の抜本的な再検討が必要である。

歐米諸国並みの二人に一人以下に近づける。

(2) 施設職員の夜勤回数の減少、労働時間の短縮また人件費の引き上げ等措置費の大幅な改善を図る。

(3) 在宅介護支援関連施設の充実に伴い、ショートステイやデイサービス事業にも職員配置基準を設ける。

(4) リハビリテーション体制を拡充するために、作業療法士(OT)、

理学療法士(PT)の公的な要請機関の充実などをとおして増員に努める。

五、財政計画

- (1) 四三〇兆円もの公共投資十か年計画のなかでソフトな投資、社会福祉施設の質的な改善のための投資を増やすこととする。残りの二十世紀は本格的な高齢化社会を迎えるための投資を重点にして行う期間である。
- (2) この観点から、市町村が老人保健福祉計画を策定し実施に移し、また、施設の措置権が町村に移行する一九九三年度から一九九九年度を、「高齢者ケア整備集中七ヵ年計画期間」と位置づけ、市町村がこの期間に集中的にケアの体質をつくり得るように、さしあたりこの期間に限定して、関係経費の国庫補助率を現行の二分の一から四分の三に引き上げる。

一、基本的な考え方

読書は、子どもたちがその二度とない子ども時代を、みずみずしく感動的にすごすことを可能にする大切な行為の一つである。子どもたちは読書を通じて、過去の様々なことを知り、同時代を生きる地球の仲間たちと語り合い、文化的遺産を継承し、はてしない未来への夢と精神、知性をはぐくむことができる。かれらのしなやかな感性は、本の活字を魔法の杖にかえ、時間と空間をこえた無限のひろがりの中に自分を置くことも可能にする。そして、読書によって子どもは、自分で考え、悩み、判断し、自分の意見を述べることができるようになるだろう。

われわれはいま、子どもを觀をかえなくてはならない。子どもは決して、大人のひな形ではない。子どもは確固たる人格を備えた存在である。子どもたちは人間として生きたいと希望している。かれらはいちどかぎりの子ども時代を十二分に生きたいと願っている。この子どもの熱望に、おとなたちが理解と共感を示さないとき、子どもたちは校内暴力、登校拒否、いじめなどの表現で必死に抵抗する。子どもの表情は、その国の文化のバロメーターである。日本の子どもたちはいま、好奇心と冒険心にあふれた豊かな表情をしているのだろうか。豊かな表情は子ども生活のゆとりによつてもたらされる。

一九九二・一・一

「子ども読書年」の制定を提唱する

日本社会党委員長
田辺 誠

学校五日制の実現は、かれらの生活にゆとりをとりもどすための一歩としたい。子どもたちは「読書」する楽しみをもつことによって、

生活に潤いとゆとりを感じるようになるだろう。読書する体験を持ついれば、今日の映像文化時代にあっても、子どもたちは日常生活の中に、読書を定着させることが可能である。われわれは子どもたちから奪いさつてきた「読書の楽しみ」をいま一度、かれらの世界に取り戻したい。

一九九二・一・一

地球環境年に向けて

日本社会党

一九九二年は、「地球環境年」である。六月にブラジルで開かれる「地球サミット」は、二一世紀にむけて人類が生き残れる環境を守りうるかどうかが問われる程の重要な会議である。したがつてわが党は、その成功のため次の政策を積極的に展開する。

(地球サミットへの派遣)

1. わが国で「子ども権利条約」が批准されるその年を「子ども読書年」に制定し、すべての自治体で「子どもの読書宣言」を採択することを提唱する。

2. 国、自治体、公共機関は率先して、子どもの読書環境を整備し、強制ではなく、子どもの自由な意思で、本を選択できるように努める。子どもがいつでも図書館を利用できるように、国、地方自治体はあらゆる書籍を集めた中核的な図書館のほかに、無数の町や村の図書館のネットワークをつくる。

3. 学校図書館法を改正し、図書館の充実を図り、司書を配置し、子どもたちがいつでも読書の相談ができるように努める。党は、学校図書館は子どもの学校生活の中心的な存在であり、子どもにとって快い空間でなければならないと考える。従つて、党は、学校図書館の図書、設備の充実に向けて図書予算をはじめとする「学校図書館予算」の設定を求める。

4. 国連の識字年を受けて、日本の子どもと世界の子どもとが本を通じて連帯・交流できるように「国際読書基金」を創設する。その「国際読書基金」の一部で世界と日本の子どもたちの目と発想で選ぶ文学賞を設置する。

(市民による政策提言の法制化)

二、「市民連絡会」は、政府が準備する「レポート」にたいして「市民レポート（地球のなかの私、私のなかの地球）」の作成作業中であり、さらに市民、企業、自治体、政府の行動計画を策定中である。わが党はこれらの政策提言を具体的に法制化させるよう努力する。とくにわれわれは「シンク・グローバリー・アクト・ローカリー」

のスローガンを生かすために、環境アセスメントの法制化、水俣問題の全面解決、リゾート法の根本的見直しを含む環境行政の推進のための政策と行動をいつそう前進させる。

(環境倫理の確立)

三、われわれは「環境」と「開発」との矛盾をのりこえ二一世紀への持続的な社会を実現させるために新しい生き方、新しい価値体系、新しい経済・社会システムをつくり出さなくてはならないと考える。その根本にあるものは近代文明が物質中心主義にかたより、大量生産、大量消費の社会を正当化し、経済的な利益のために環境破壊を黙認する傾向があることを是正し、環境と調和する生活様式や地球上の生態系を豊富なものとする精神的な価値観・環境倫理を重視する教育を重視し、環境教育、平和教育をより活性化させるために努力する。

(環境保全都市宣言運動の推進)

四、環境行政における自治体の役割を重視し、環境保全都市宣言運動を推進する。そのため非核都市宣言の教訓に学び、さらには川崎の環境保全条例や合成洗剤放送の経験、ナショナル（シビル）・トラストの運動などを貴重な経験として生かしながら、そのガイドラインを市民運動のなかから準備する。

(自動車排ガス対策と健康被害の救済等)

五、自動車排ガス（とくにNO_x）による健康被害、アスベスト・ダイオキシン・トリクロエチレンなどによる汚染の状況にたいして未然防止の対策を早急に確立する。

(リサイクル型社会の創造)

六、廃棄物処理の在り方を再検討し、資源の再利用（リサイクル型社会の創造）のために、国・自治体、企業、市民による画期的な取組みを前進させる。

日本社会党政策審議会編

日本社会党政策資料集成



▼ 社会党政策資料集成

一九四五年の結党から一九九〇年
までの総選挙までの、社会党政権提起
した主要な政策、法案約四百数十
点を網羅した初の政策資料集成。五つの時代区分毎に整理し、

解説を付した。

▼ 日本の戦後政治史への貴重な資料集

片山内閣から講和論争、安保国会、沖縄国会、公害国会、反インフレ国会など、社会党政権が政府国民党と対決した政策の資料集は、そのまま戦後政治史にとっての貴重な資料集でもある。

▼ 政策形成の実績からみた日本社会党政史

「何でも反対の党」といわれた社会党政権だが、労働・福祉・農業・中小企業政策などで政策提携の先駆的役割をはたしてきた。本書は政策活動面からの社会党政史である。

▼ 連合政権を展望する21世紀への問題提起

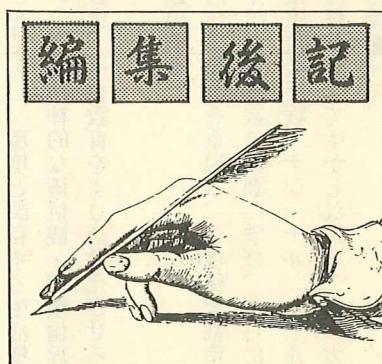
戦後政治の転換期を迎えた今日、消費税停止法案、政治倫理法、土地基本法案等の四党共同提案や、土井賀賀をはじめ第三回総選挙政策は、連合政権をめざし、新しい時代を切り開くための問題提起である。

◆一九九二年の年が明けました。参議院選挙の年です。干支は壬申（みずのえさる）。

今から一三三〇年前の六七二年（壬申の年）、大海人皇子（おおあまのおうじ）と大友皇子（弘文天皇）との間に皇位繼承をめぐって内乱が起きました。史上に有名な「壬申の乱」です。

◆その経緒はご承知でし

ょうが、天智天皇が六六年に即位するや、弟の大友皇子を皇太弟に立て後継者としたが、長子の大友皇子が成長するとこれに望みを託し、七年に政治的権限が皇太弟とあい並ぶ太政大臣に任命し、有名貴族を皇子の支えに置く政権を構成しました。このため大海人皇子は政権から阻害され、天智天皇の死の直前には吉野に引き籠もるなど、両者の対決は決定的となりました。天皇の死の翌七二六年月、大海人皇子は少数の舍人（とねり）らと挙兵にふみきり、東国の兵を動員して大友皇子の近江軍と戦闘を始めました。この戦争は大和（奈良）、美濃（岐阜）が主戦場となり、



一ヵ月余りの戦いの後、大海人軍は近江に攻、大友皇子を自殺させて勝利を得ました。

飛鳥に凱旋した大海人皇子は淨御原宮（きよはらのみや）で即位して天武天皇となりました。この内乱の原因是、両皇子の即位繼承争いにありましたが、歴史家はその規模の大きさを考えると、当時の政治社会問題が深く関係していると指摘しています。さて、それから一三二〇年を経た今年の壬申は、

如何。

◆参議院選挙を意識して今年の干支を思うと、つい「壬申の乱」を想起しました。干支にあやかるつもりは毛頭ありませんが、参議院選挙に勝利して政権獲得への道を大きく切り開いたいのです。

◆ちなみに西洋史を繰くと、今から二〇〇年前の一七九二年はフランス革命の真っ只中。ジロンド党内閣が成立し、プロイセンとオーストリアに宣戦布告、義勇軍の進軍歌「ラ・マルセイエーズ」が歌われ、革命委員会が結成されて、フランス第一共和制が成立しています。

(石)

政策資料編集委員会

委員長 早川 勝
編集委員 小野信一
外口玉子 小林恒人
水田 稔 松前 仰
佐藤三吾 種崎年子
温井 寛 川那辺 博
石田 武 佐間田勝美
浜谷 悅 石田好数
渡辺 博 菅野久光

兼事務局長 早川幸彦
会計監査 佐藤敬治
郵便振替 東京8-80821
「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 三〇〇円
送料 一部 五一円

年間購読料 四二〇〇円（前納）

ご送金は左記へお願ひいたします。

又は
大和銀行 衆議院支店
普通 203888
日本社会党政策審議会



POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

February 1992

No. 305

Foreword ; SATO Sango, Chairperson of the Policy Board of SDPJ of the House of Councillors

Special Issue I ; National Budget(Draft) for Fiscal 1992

Basic Policy for Drafting the National Budget for Fiscal 1992,
the Shadow Cabinet Committee

Proposition by Chairperson TANABE to Prime Minister MIYAZAWA
Representation to the Ministries Concerning the National Budget
for Fiscal 1992

Comment on the Finance Ministry's Draft Budget for Fiscal 1992,
Chairperson of the Policy Board

Comment on the Cabinet's Draft Budget for Fiscal 1992,
Chairperson of the Policy Board

Special Issue II ; International Peace Cooperation

Campaigns to Let the PKO Bill Submitted by the Cabinet Drop
Focuses of the Disputes in the Diet on the PKO Bill

Documents :

The Regional Agriculture Promotion Bill Proposed by SDPJ

Others

政策資料 2月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 早川 勝

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館

電話 03(3581) 5111 内線3886~7
FAX 03(3502) 5857

**PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN**

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho.2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857

定価300円 (送料51円)